

国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

論題 Title	環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）の概況と展望
他言語論題 Title in other language	Current Status and Outlook of the CPTPP
著者 / 所属 Author(s)	秋山 勉（AKIYAMA Tsutomu） / 国立国会図書館調査及び立法考査局専門調査員 経済産業調査室主任
雑誌名 Journal	レファレンス（The Reference）
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	908
刊行日 Issue Date	2026-8-20
ページ Pages	27-56
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語（Japanese）
摘要 Abstract	CPTPP は、日本を含む 12 か国から成る関税撤廃等を内容とするハイスタダードな自由貿易協定である。国際貿易体制が揺らぐ中で加入希望国が増加するなど、その意義が注目されている。

* この記事は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。

* 本文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (CPTPP) の概況と展望

国立国会図書館 調査及び立法考査局
専門調査員 経済産業調査室主任 秋山 勉

目 次

はじめに

I CPTPP の概況

- 1 経緯と協定概要
- 2 統計データに見る現況

II CPTPP の今後に向けての取組

- 1 協定内容の見直し
- 2 新規加入
- 3 事務局体制の整備

III CPTPP の意義と課題

- 1 経済ルールの形成と法の支配
- 2 経済上の安全保障—中国との関係—

おわりに

キーワード：FTA・投資協定、経済外交

要 旨

- ① 環太平洋パートナーシップに関する包括的で先進的な協定（CPTPP）は、12 か国（日本、ブルネイ、マレーシア、シンガポール、ベトナム、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、メキシコ、チリ、ペルー、英国（2024 年加入））から成る 2018 年 12 月に発効した、高い関税撤廃率や投資・サービス貿易の自由化等を内容とするハイスタンダードな自由貿易協定である。
- ② CPTPP 加盟国の合計人口は約 5 億 8700 万人（2023 年）、世界人口比では 7.3% に達し、また、GDP 規模（2024 年）は合計約 16 兆 1390 億ドル、世界計の 14.5% に及ぶ。加盟国の貿易総額に占める加盟国間の貿易額（域内貿易率）は、財貿易で約 16%、サービス貿易でも同じく約 17% にとどまり、EU や USMCA（米国・メキシコ・カナダ協定）の域内貿易率よりも小さく、加盟国それぞれの貿易相手先として、米国、中国又は EU が重要な地位を占めている。
- ③ CPTPP は、生きている協定（living agreement）として、環境変化に即した協定内容の見直しと新規加入の手続を進めている。ハイスタンダードな協定への加入は、特に途上国にとって多くの場合に痛みを伴う関税撤廃や国内改革が必要となるにもかかわらず、2021 年に中国、台湾、エクアドル、2022 年にコスタリカ、ウルグアイ、2023 年にウクライナ、2024 年にインドネシア、2025 年にフィリピン、アラブ首長国連邦（UAE）、カンボジア、2026 年にはアルゼンチンが加入申請を行い、加入希望国が増加している。これらの取組に適切に対処し、協定の運営・履行監視等を行うために事務局体制の整備も課題となっている。
- ④ CPTPP は成立当初から日本にとって、単なる貿易自由化の枠組みとしてだけでなく、新たな経済ルールを形成し、そのハイスタンダードなルールを加入希望国・地域に普及させ、基本的な価値を共有する同志国が経済的な絆を深め、地域の安定に資するものと意義づけられていた。米国の一方的な関税引上げや中国の過剰生産等、従来の自由貿易体制が揺らぐ中で、CPTPP には EU と並ぶルールに基づく国際貿易の避難港としての役割が求められており、両者の連携協力の在り方が注目されている。

また、日本の経済上の安全保障の観点では中国との関係が焦点となっており、中国の CPTPP 加入問題に加えて、重要物資の供給源多角化、経済的威圧への共同対処、重要技術等の保護などに関し、CPTPP がその経済的な基盤となることも期待されている。日本には、CPTPP 域内最大の経済規模を誇り、また諸外国からの信頼という資産を生かし、域内の同志国とともに CPTPP の価値を更に高めることが期待されている。

はじめに

2018年12月30日に発効した環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership: CPTPP）は、12か国（日本、ブルネイ、マレーシア、シンガポール、ベトナム、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、メキシコ、チリ、ペルー、英国（2024年加入））をメンバーとし、関税撤廃や投資・サービス貿易の自由化等を内容とするハイスタダードな（I 1(2) 参照。）多国間自由貿易協定（FTA）である⁽¹⁾。

第二次世界大戦の契機ともなったブロック経済の反省を踏まえて推進されてきた自由で開かれた貿易体制は、現在、岐路に立たされている。例えば、世界貿易機関（WTO）において貿易自由化交渉（ドーハ開発アジェンダ、一般にドーハ・ラウンドと呼ばれる。）や新しい課題（電子商取引等）への取組が停滞し、2017年の第1次トランプ（Donald Trump）政権から顕著となった米国による国際貿易ルールの意図的な無視（一方的な関税引上げ⁽²⁾等）やWTO紛争処理機能の低下（上訴審に当たる上級委員会委員の米国の任命拒否）が生じ、また、中国における国有企業優遇や補助金などの市場歪曲的政策による過剰生産（鉄鋼、太陽光パネル、電気自動車等）が安値輸出を通じて他国に影響を与え⁽³⁾、さらに、安全保障を理由とした米国の先端半導体及び中国のレアアースの輸出制限など、経済を武器化する事象が常態化しつつある。

このような情勢の中、ハイスタダードを維持するため加入条件が厳しく、多くの場合、関税撤廃や制度見直し等の身を切る国内改革が必須となるにもかかわらず、東アジア・東南アジア（中国、台湾、カンボジア、インドネシア、フィリピン）、中東（アラブ首長国連邦（UAE））、中米・南米（アルゼンチン、コスタリカ、エクアドル、ウルグアイ）、欧州（ウクライナ）の多様な地域に位置する11か国・地域から、CPTPPへの加入申請が提出されている。

本稿では、（Ⅰ）CPTPP成立に至る経緯と協定概要、その加盟国等の人口・GDPや貿易の概況、（Ⅱ）CPTPPが直面する取組としての協定内容の見直し、新規加入等、最後に（Ⅲ）CPTPPの意義と課題を概観する。

I CPTPPの概況

本章では、CPTPP成立までの経緯、協定概要、加盟各国等の統計データ等を踏まえた現況を紹介する。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、原則として2026年6月30日である。また、人物の所属・肩書等は当時のものである。国等の並び順は、日本を例外とし、原則として東アジア、東南アジア、オセアニア、南アジア、中東、北米、中南米、欧州の各地域順とし、その中を国・地域名のアルファベット順とした。1ドル＝158円（報告省令レート（令和8年7月分））日本銀行ウェブサイト <https://www.boj.or.jp/about/services/tame/tame_rate/syorei/hou2607.htm>

(1) 本稿では、締約国・地域間における経済上の連携を促進する協定一般をFTAと表記する。ただし、個々の協定に言及する際は、当該協定に固有の名称を用いることがある。また、デジタル貿易など個別分野に特化した協定は本稿におけるFTAには含めないこととする。

(2) 鈴木絢子「第2次トランプ政権の通商政策—関税措置の概要と各国・地域の対応—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.1355, 2026.3.27. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/14674643>>

(3) U.S.-China Economic and Security Review Commission, 2025 Report to Congress, 2025.11. <<https://www.uscc.gov/annual-report/2025-annual-report-congress>>; 滝本慎一郎「米議会諮問委、年次報告書で中国の供給過剰と経済的威圧への対応策を提言」『ビジネス短信』2025.11.25. JETRO ウェブサイト <<https://www.jetro.go.jp/biznews/2025/11/42bad29e4f7358a2.html>>

1 経緯と協定概要

(1) 経緯—TPP から CPTPP へ—

最初に、主に本稿の対象とするアジア太平洋地域において、2000 年以降に CPTPP を含め各種の FTA が続々と締結・発効していた状況を確認する（表 1）。例えば、日本は、従来、WTO（1995 年設立）に代表される多角的自由貿易システムを支持しており、その例外となる FTA には否定的であったが、2002 年のシンガポールを皮切りに、以降続々と FTA を締結するようになった。その背景としては、日本企業のアジア諸国等への進出・海外生産に見られるように、生産のグローバル化が進み、進出先の投資・貿易環境を整える必要があったことと（グローバル・バリューチェーンの形成）、他方では、WTO における先進国と途上国との間の対立が激しさを増し、ドーハ・ラウンドが長期化・停滞していたことなどがあった⁽⁴⁾。各国は、FTA からの排除や乗り遅れることを避けるため、盛んに FTA を締結するようになっている⁽⁵⁾。

表 1 アジア太平洋地域の主な国が相互に締結した FTA とその発効年

	日本	中国	韓国	ASEAN	ブルネ イ	インド ネシア	マレー シア	フィリ ピン	シンガ ポール	タイ	ベトナム	オース トラリア	ニュー ジーラ ンド	インド	米国	カナダ	メキシ コ	チリ	ペルー	英国	EU
CPTPP	2018				2023		2022		2018		2019	2018	2018			2018	2018	2023	2021	2024	
RCEP	2022	2022	2022		2022	2023	2022	2023	2022	2022	2022	2022	2022								
日本			△	2008	2008	2008	2006	2008	2002	2007	2009	2015		2011		△	2005	2007	2012	2021	2019
中国	△		2015	2005					2009			2015	2008					2006	2010		
韓国		2015		2007		2023	△	2024	2006	△	2015	2014	2015	2010	2012	2015	△	2004	2011	2021	2015
ASEAN	2008	2005	2007									2010	2010			△					
ブルネ イ	2008																				
インド ネシア	2008		2023									2020		△		2025 署名		2019	2025 署名		2025 合意
マレー シア	2006		△									2013	2010	2011				2012			△
フィリ ピン	2008		2024													△		△			△
シンガ ポール	2002	2009	2006									2003	2001	2005	2004	△			2009	2021	2019
タイ	2007		△									2005	2005			△		2015	2011		△
ベトナム	2009		2015															2014		2021	2020
オーストラ リア	2015	2015	2014	2010		2020	2013		2003	2005		1983	2022	2022	2005			2009	2020	2023	2026 合意
ニュージー ランド		2008	2015				2010		2001	2005		1983	2026 署名							2023	2024
インド	2011		2010	2010		△	2011		2005			2022	2026 署名			△			△	2025 署名	2026 合意
米国			2012						2004			2005									
カナダ	△		2015	△		2025 署名		△	△	△				△							
メキシコ	2005		△																		
チリ	2007	2006	2004			2019	2012	△		2015	2014	2009			2004	1997	1999		2009	2021	2005
ペルー	2012	2010	2011			2025 署名			2009	2011		2020		△	2009	2009	2012	2009		2021	2013
英国	2021		2021						2021		2021	2023	2023	2025 署名		2021	2021	2021	2021		2021
EU	2019		2015			2025 合意	△	△	2019	△	2020	2026 合意	2024	2026 合意		2017	2000	2005	2013	2021	

（注）網掛けは、2010 年以降（そのうち濃い網掛けは 2020 年以降）に発効（その前段階としての合意・署名を含む。）した協定。△は、交渉中（中断しているものを含む。）RCEP：地域的な包括的経済連携協定、ASEAN：東南アジア諸国連合、USMCA：米国・メキシコ・カナダ協定、NAFTA：北米自由貿易協定。

（出典）「世界の FTA データベース」JETRO ウェブサイト <<https://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/ftalist/>>; WTO, “Regional Trade Agreements.” <<https://rtais.wto.org/UI/PublicMaintainRTAHome.aspx>> 及び報道等を基に筆者作成。

(4) 角田昌太郎「メガ FTA の動向」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.1057, 2019.5.28. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/11286066>>

(5) Richard Baldwin, “A Domino Theory of Regionalism,” *NBER Working Paper*, No.4465, 1993; *idem*, “The Causes of Regionalism,” *World Economy*, Vol.20 No.7, 1997, pp.865-888. 各国が FTA を締結すると域内の貿易障壁（関税等）が緩和され、域内貿易が活発化する一方で、域外の貿易業者は不利益な立場に置かれ、自国政府に対し FTA に参加するよう働きかけるようになる。そして、FTA（加盟国）の規模が大きくなればなるほど FTA 内外の利益差も大きくなり、ドミノ倒しのようにブロックへの参加が生じるとされる（地域主義のドミノ効果理論）。

このような流れの中で、CPTPPの前身に当たる最初のFTAである環太平洋戦略経済パートナーシップ（Trans-Pacific Strategic Economic Partnership: Pacific 4 (P4) ブルネイ、シンガポール、ニュージーランド、チリ）協定が2006年に発効した⁽⁶⁾。P4は、高水準の貿易協定を少数の国で立ち上げ、協定前文において「アジア太平洋地域内で共通の枠組みを促進し、他のエコノミーによる本協定への加入を奨励する」⁽⁷⁾とされているように、あらかじめ加盟国の拡大が意図されていた。一方、東アジア・東南アジアを中心として、2000年代以降2国間又はASEAN（東南アジア諸国連合）⁽⁸⁾と他の国・地域とのFTA（「ASEAN+1（プラスワン）」と呼ばれる。）交渉が進んでいた。米国のブッシュ（George W. Bush）政権は、米国抜きでアジア圏での経済連携が進むことを懸念し、2006年11月のアジア太平洋経済協力会議（APEC）⁽⁹⁾において、アジア太平洋自由貿易圏（Free Trade Area of the Asia-Pacific: FTAAP）構想を打ち出した。ただし、この時点では政治体制、経済の規模や発展段階の異なる国々を包含した同構想は参加者の賛同が得られず、実現に向けて共同研究を進めることになった⁽¹⁰⁾。

その後、米国は、2008年にP4で進んでいた協定の更新作業に参加し、環太平洋における経済統合の手段として環太平洋パートナーシップ協定（Trans-Pacific Partnership: TPP）を推進するとした⁽¹¹⁾。この要因として、①WTOドーハ・ラウンドが停滞する一方で、TPPには米国の目指すより高水準の貿易自由化が含まれていること、②中国が主導しかねないアジア地域主義のプロセスから疎外されないようにすること（例えば、表1にあるような米国抜きの経済連携が進む一方で、タイ、マレーシアとの間で米国の高水準のFTA交渉が不調に終わったことなど）、③自国の経済成長のためにアジアの経済活力を取り込むことが指摘されている⁽¹²⁾。米国は、オバマ（Barack Obama）政権において2009年に正式にTPP交渉に参加した。2010年11月のAPECでは、アジア太平洋全域にわたる経済統合として、最終的にFTAAPを目指すものとし、①ASEAN+3（日中韓）、②ASEAN+6（日中韓、オーストラリア、ニュージーランド、インド）、③TPPといった地域的な取組を基礎として更に発展させていくことが確認された⁽¹³⁾。

(6) 本節は、出典に記載した以外に、鯨岡仁『ドキュメント TPP 交渉—アジア経済覇権の行方—』東洋経済新報社、2016；寺田貴「アメリカの TPP 離脱と日本の地域統合イニシアティブ—新古典派現実主義アプローチによる TPP-11 形成過程分析—」『同志社法学』70(3), 2018.9, pp.1-33. <<https://doshisha.repo.nii.ac.jp/records/26812>> を参考にした。

(7) *Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement*, p.2. New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade website <<https://www.mfat.govt.nz/assets/Trade-agreements/P4/Full-text-of-P4-agreement.pdf>>

(8) 原加盟国としてのインドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール及びタイに加え、ブルネイ、ベトナム、ラオス、ミャンマー、カンボジア、東ティモール（2025.10. 加入）からなる計 11 か国（加入順）。ただし、本稿では ASEAN に言及する際、東ティモールを含めていない。

(9) 参加国・地域は、オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、中国、香港、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、パプアニューギニア、ペルー、フィリピン、ロシア、シンガポール、台湾、タイ、米国、ベトナム（英語名のアルファベット順）「APEC の概要」2026.4.2. 外務省ウェブサイト <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/apec/soshiki/gaiyo.html>>

(10) “2006 APEC Ministerial Meeting: Ha Noi, Viet Nam,” 2006.11.15. APEC website <https://www.apec.org/meeting-papers/annual-ministerial-meetings/2006/2006_amm>

(11) USTR, “Trans-Pacific Partners and United States Launch FTA Negotiations,” 2008.9.22. <<https://ustr.gov/trans-pacific-partners-and-united-states-launch-fta-negotiations>>

(12) ミレヤ・ソリス「エンドゲーム—TPP 交渉妥結に向けた米国の課題—」『国際問題』No.622, 2013.6, pp.29-40; Daniel C.K. Chow, “How the United States Uses the Trans-Pacific Partnership to Contain China in International Trade,” *Chicago Journal of International Law*, Vol.17 No.2, 2016, Article 2. <<https://chicagounbound.uchicago.edu/cjil/vol17/iss2/2>>

(13) 「2010 年日本 APEC 開催」『外交青書 2011』外務省ウェブサイト <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/2011/html/chapter3/chapter3_03_01.html>

その中でも、既に具体的に交渉が進められていたのが、③の TPP であった。また、②は、ASEAN が主導する形で、地域的な包括的経済連携（Regional Comprehensive Economic Partnership: RCEP）として 2012 年から交渉が開始された。

日本では、普天間基地移設問題で冷え込んだ日米関係改善の意図もあって、2010 年 10 月、民主党を中心とする連立政権の菅直人首相が所信表明演説⁽¹⁴⁾において TPP 参加の検討を表明した。しかし、関税の原則撤廃を掲げる TPP に対し特に農業分野を中心とした業界・与野党からの慎重論が大きく、参加に向けた手続は採れなかった⁽¹⁵⁾。その後、2006 年から交渉が続いていた米韓 FTA が 2011 年 10 月に米国内手続が完了し（2012 年 3 月発効）⁽¹⁶⁾、また続く 11 月の APEC 首脳会合に合わせて TPP 参加 9 か国（P4 の 4 か国、オーストラリア、マレーシア、ペルー、米国、ベトナム）が協定アウトラインの合意に達する見込みであることが報じられると、日本側では米国との間に貿易協定がないことや TPP に乗り遅れることに対する危惧が生じたとされる。同月、野田佳彦首相が記者会見において、「TPP 交渉参加に向けて関係国との協議に入ることを」を表明した⁽¹⁷⁾。

2012 年 10 月には、カナダとメキシコが TPP 交渉に参加し、11 か国の体制となったが、日本は米国との事前協議にとどまっていた⁽¹⁸⁾。日本では、同年 12 月の政権交代を経て、自由民主党・公明党連立政権の安倍晋三首相が「『聖域なき関税撤廃』を前提にする限り、TPP 交渉参加に反対する」という公約を掲げて政権に復帰したことを米国に説明し⁽¹⁹⁾、「交渉参加に際し、一方的に全ての関税を撤廃することをあらかじめ約束することを求められるものではないことを確認する」旨を、2013 年 2 月の日米共同声明において発表した⁽²⁰⁾。これにより、米国の立場が全分野（特に農業分野）に及ぶ関税撤廃でないとの担保が得られたなどとして、同年 3 月に正式な交渉参加を表明した⁽²¹⁾。TPP 交渉では、首相直轄の内閣官房に TPP 政府対策本部（本部長、経済再生担当大臣）を置き、その下に国内調整総括官を置いて省庁間の縦割りを排した官邸主導型の通商交渉を行った⁽²²⁾。

(14) 議長国として地域の「成長と繁栄を共有する環境」整備の一環として「環太平洋パートナーシップ協定交渉等への参加を検討し、アジア太平洋自由貿易圏の構築を目指す」とされた。第 176 回国会衆議院会議録第 1 号 平成 22 年 10 月 1 日 p.5.

(15) 「玉虫色決着、火種残す、積極・慎重派、双方に配慮―「反菅」再び結束も。」『日本経済新聞』2010.11.7; 「TPP 判断時期、意見対立、経財相「11 月までに方針」、農相「まだ議論してない」。」『日本経済新聞』2011.5.18 など。

(16) “U.S.-Korea Free Trade Agreement.” USTR website <<https://ustr.gov/trade-agreements/free-trade-agreements/korus-fta>>

(17) 「野田内閣総理大臣記者会見 - 平成 23 年 11 月 11 日」政府広報オンライン <<https://www.gov-online.go.jp/prg/prg5484.html>>（動画、2 分頃から）ただし、与党内で反対論が強かったと報じられた。「TPP 交渉参加表明 野田首相の決断、党を二分」『日本経済新聞』2011.12.30.

(18) 「民主、TPP 再び火種、経産相「現政権が早急に決断を」、慎重派「離党」でけん制」『日本経済新聞』2012.11.9.

(19) 「日米首脳会談（概要）」2013.2.22. 外務省ウェブサイト <https://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_abe2/vti_1302/us.html>

(20) 「日米の共同声明」（仮訳）2013.2.22. 外務省ウェブサイト <https://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_abe2/vti_1302/pdfs/1302_us_01.pdf>

(21) 「安倍内閣総理大臣記者会見 - 平成 25 年 3 月 15 日」政府広報オンライン <<https://www.gov-online.go.jp/prg/prg7700.html>>（動画）

(22) 「TPP（環太平洋パートナーシップ）政府対策本部の設置に関する規則」（平成 25 年 4 月 5 日内閣総理大臣決定）内閣官房ウェブサイト（国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（WARP）により保存されたページ）<https://warp.ndl.go.jp/web/20250902032437/http://www.cas.go.jp/jp/tpp/tppinfo/2013/pdf/130405_tpp_sourikettei.pdf> 条文上、本部長に次ぐ地位として、国内調整総括官を交渉実務の指揮を執る主席交渉官よりも先に置いたことに特徴がある。国内調整総括官は、各省調整のうち重要案件の総合調整、国会対応の総括及び国民への情報提供が担務とされた。「TPP 対策本部、官邸主導前面、「各省のエース」100 人招集。」『日本経済新聞』2013.3.23; 長久明日香「官

日本は、11 か国の了解を得て、2013 年 7 月から TPP 交渉に正式に参加し、衆議院・参議院の各農林水産委員会による決議を踏まえ⁽²³⁾、特に農業分野の重要 5 品目（コメ、麦、牛肉・豚肉、乳製品、サトウキビなど甘味資源作物）での関税撤廃を留保しようとした。多くの参加国が 100% に近い関税撤廃率を受け入れたのに対し、日本は先の重要 5 品目については一部品目を除いて関税撤廃を免れ⁽²⁴⁾、2015 年 10 月に大筋合意に達した（各国の関税撤廃率は、後述の表 2 を参照。）。当初、米国は日本の農産物の関税撤廃や途上国の知的財産権保護等に対してより高い要求を示していたが、この間、中国が「一帯一路」構想及びそれに関連してアジアインフラ投資銀行（AIIB）構想（2015 年設立）を表明するなど⁽²⁵⁾、地域での経済的なプレゼンスを高めようとしていたことなどが、米国の譲歩を引き出し TPP の早期妥結に向けた動きを促した一因となったとされる⁽²⁶⁾。米国の中国に対する姿勢は、オバマ大統領が 2015 年 1 月の一般教書演説において「中国は世界で最も急速に成長している地域のルールを作ろうとしている。（中略）ルールを作るのは我々自身であるべき」⁽²⁷⁾と述べ、また、同年 10 月の TPP 大筋合意に際しても、その意義を「中国のような国に世界経済のルールを決めさせるわけにはいかない。我々がルールを決めるべき」⁽²⁸⁾であると主張したことに表れていた。米国は、TPP に経済的な意義だけでなく、アジア太平洋地域において中国をけん制するという政治的な意義を与えていた。TPP 協定の中には、関税撤廃だけでなく高度な規律を含み、とりわけ国有企業章等、中国を意識した条項を設けたことに示されるように（I 1(2) 参照。）、中国を経済的に封じ込めようとする国家安全保障上の意図があったとされる⁽²⁹⁾。

2016 年 2 月、12 か国による協定署名が行われた。しかし、TPP を主導してきた米国において、同年 11 月の大統領選挙に向けて、共和党候補のトランプ氏は TPP への敵視を公然と表明し、また、オバマ政権の閣僚でもあった民主党候補のクリントン（Hillary Clinton）氏も TPP に反

邸主導外交への転換と TPP」『広島法学』45(1), 2021.3, pp.103-127. <https://hiroshima.repo.nii.ac.jp/record/2035753/files/HLJ_45-1_103.pdf>; Takashi Terada, "Japan and TPP/TPP-11: opening black box of domestic political alignment for proactive economic diplomacy in face of "Trump Shock," *The Pacific Review*, 32(6), 2019, pp.1041-1069.

(23) 第 183 回国会衆議院農林水産委員会議録第 6 号 平成 25 年 4 月 19 日; 第 183 回国会参議院農林水産委員会議録第 4 号 平成 25 年 4 月 18 日。重要品目については、10 年を超える期間をかけた段階的な関税撤廃も含め認めないとしていた。

(24) 農林水産省「TPP に関する疑問にお答えします」2016.6, p.2. <https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tpp/pdf/tpp_leaflet.pdf> 重要 5 品目を中心に、農林水産物の約 2 割に関税撤廃の例外とした。ただし、関税率の段階的な引下げ（牛肉、豚肉）や国別輸入枠の設定（コメ）などが含まれており、関連予算が継続的に措置されている。

(25) 中国は 2013 年 9 月の「シルクロード経済ベルト」構想を手始めに、2015 年 3 月には「シルクロード経済ベルトと 21 世紀海上シルクロードの共同建設を推進するためのビジョンと行動」を公表し、「一帯一路」構想の全体像等を示した。調査及び立法考査局「中国の「一帯一路」構想」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.982, 2017.11.9. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/10983258>> AIIB は、2013 年 10 月に構想が発表され、日米は参加しなかったが、例えば英独仏などは参加した。田中葉採・湯野基生「アジアインフラ投資銀行（AIIB）の概要」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.888, 2015.12.24. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/9578214>>

(26) 「薄氷の TPP 交渉（1）我々がルールをつくる（迫真）」『日本経済新聞』2015.10.14 など。

(27) White House, "Remarks of President Barack Obama – As Prepared for Delivery State of the Union Address," 2015.1.20. <<https://obamawhitehouse.archives.gov/the-press-office/2015/01/20/remarks-president-barack-obama-prepared-delivery-state-union-address>>

(28) White House, "Statement by the President on the Trans-Pacific Partnership," 2015.10.5. <<https://obamawhitehouse.archives.gov/the-press-office/2015/10/05/statement-president-trans-pacific-partnership>> また、TPP 条文と交渉参加国が締結した複数の FTA 条文とのテキスト比較によれば、TPP において米国の既存 FTA からの引用が不均衡に多いとされている。Todd Allee and Andrew Lugg, "Who wrote the rules for the Trans-Pacific Partnership?" *Research & Politics*, Vol.3 No.3, 2016.7, pp.1-9. <<https://doi.org/10.1177/2053168016658919>>

(29) Raj Bhala, "TPP, American National Security and Chinese SOEs," *World Trade Review*, Vol.16 No.4, 2017.10, pp.655-671.

対するようになっていたこともあり、米国連邦議会での批准手続きが進まなかった⁽³⁰⁾。

2017年1月、第1次トランプ政権が発足すると、直ちに米国通商代表部（USTR）に対し TPP からの離脱を指示する大統領覚書が発出された⁽³¹⁾。米国の離脱は、TPP 協定の発効条件を満たすことができない事態を招いた⁽³²⁾。

これを受けて、日本は、米国抜きでの TPP 発効を目指す方針に転換し⁽³³⁾、残る 11 か国による交渉官会合を日本で複数回主催するなど交渉を主導した。早期の発効を目指し、修正を最小限とするため、TPP 協定の大半を組み込む形で CPTPP 協定を策定し、また、米国が主張して導入された条項の一部（例、一般医薬品データ保護期間の延長など、特に米国企業にメリットが生じる条項⁽³⁴⁾）を削除するのではなく、適用停止（凍結）とすることで、将来的に米国が復帰する余地を残した（後述の図参照）⁽³⁵⁾。

CPTPP は、同年 11 月には大筋合意に達し、翌 2018 年 3 月の協定署名を経て、6 か国（日本、メキシコ、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、オーストラリア）の国内手続の完了をもって 2018 年 12 月に発効した。その後、残る 5 か国も 2023 年 7 月までに順次国内手続が完了し、原署名国全体にその効力が及ぶこととなった。

2021 年に英国（2024 年加入済み）、中国、台湾、エクアドル、2022 年にコスタリカ、ウルグアイ、2023 年にウクライナ、2024 年にインドネシア、2025 年にフィリピン、アラブ首長国連邦（UAE）、カンボジア、2026 年にはアルゼンチンが加入申請を行っている。

なお、米国の TPP 離脱後、米国からの働きかけにより 2 国間協議が進められ、2020 年に日米貿易協定及び日米デジタル貿易協定が発効した⁽³⁶⁾。また、バイデン（Joe Biden）政権時の

(30) “U.S. Presidential Election interferes with Ratification of TPP,” *Morning Edition*, 2016.9.2. NPR website <<https://www.npr.org/2016/09/02/492357738/ratification-of-trade-deals-are-in-question>>; 中溝丘「レームダック会期での TPP 審議の動きに注目—アメリカ大統領・連邦議会選の行方との絡みも—」『ビジネス短信』2016.10.28. JETRO ウェブサイト <<https://www.jetro.go.jp/biznews/2016/10/5bb9a493a3c96ea1.html>>

(31) “Presidential Memorandum Regarding Withdrawal of the United States from the Trans-Pacific Partnership Negotiations and Agreement,” 2017.1.23. White House website <<https://trumpwhitehouse.archives.gov/presidential-actions/presidential-memorandum-regarding-withdrawal-united-states-trans-pacific-partnership-negotiations-agreement/>>

(32) TPP 第 30.5 条。全ての原署名国が国内法上の手続を完了した旨を書面により寄託者に通報した日の後 60 日で発効する。ただし、署名後 2 年以内に全ての原署名国が国内法上の手続を完了した旨を通報しなかった場合には、原署名国の 2013 年の GDP の合計の少なくとも 85 パーセントを占める、少なくとも 6 か国が国内法上の手続を完了した旨を通報することが、発効の要件として定められていた。米国が GDP 合計の約 60% を占めていたため、米国抜きでは発効し得ない規定であった。

(33) 「TPP 米国抜きへ転換 政府方針 11 か国で発効目指す」『読売新聞』2017.4.20. この背景には、米国は TPP 離脱後に日本との 2 国間の通商交渉を提案してきており、日本としては TPP をその圧力をかわす「防波堤」とする意図と、中国を含む RCEP が先に発効し、TPP よりも低い水準の貿易・投資ルールが標準化するおそれがあったとも報じられた。「米抜き TPP 米と「2 国間」危機感 11 か国発効 課題多く」『読売新聞』2017.4.20; 「TPP、大筋合意 米国抜き、参加 11 か国」『朝日新聞』2017.11.10 など。

(34) 当該条項を残してしまうと、WTO の「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」（TRIPS 協定）の最恵国待遇義務を通じて、CPTPP 加盟国以外の米国にもその恩恵が及び、米国企業を利することになる。

(35) 「TPP、修正方針確認 11 か国で発効・米の合流可能に」『朝日新聞』2017.7.14; 「米復帰促す案、模索 TPP あすから修正協議」『朝日新聞』2017.8.27 など。

(36) 「日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定（略称：日米貿易協定）」2020.1.1. 外務省ウェブサイト <https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page23_002886_00001.html>; 「デジタル貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定（略称：日米デジタル貿易協定）」2020.1.1. 同 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page3_002912.html> 日米貿易協定の対象品目は、従来の FTA（TPP を含む。）に比べて極めて限定的である一方で、対象となった農産品は、既に発効していた CPTPP 加盟国と同じ関税率が米国にも適用されるようになった。植田大祐「日米貿易協定と日米デジタル貿易協定—概要と論点—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.1142, 2021.3.12, pp.4-7. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/11645816>>

2024 年には、IPEF（インド太平洋経済枠組み）構想の下で、アジア太平洋地域の多国間で複数の取決めが発効している⁽³⁷⁾。

(2) 協定概要—構成と主な内容—

本項では、CPTPP 協定の構成、加盟国の関税撤廃率、ハイスタンダードな主な規定を紹介する。なお、本項以降、公定訳に従い加盟国を締約国と呼ぶことがある。

(i) 協定の構成

CPTPP 協定は、7 条で構成されている（図）。第 1 条において TPP 協定文書を CPTPP 協定の中にその一部分（TPP 固有の発効、加入等）を除いて組み込み、続く第 2 条で TPP 協定のうち特定の規定の適用を停止（凍結）している。第 3 条以下は、CPTPP 協定の効力の発生（3 条）、脱退（4 条）、加入（5 条）、見直し（6 条）などの手続及び協定正文の言語（7 条）に関する規定となっている。

図 CPTPP 協定文書の構成

前文 [TPP 前文の再確認を含む]	「環太平洋パートナーシップ協定」(TPP 協定)
第 1 条 TPP 協定の組み込み [第 30 章に含まれる加入、効力発生、脱退等の規定を除く。] 第 2 条 特定の規定の適用の停止（凍結） 第 3 条 効力発生 第 4 条 脱退 第 5 条 加入 第 6 条 本協定の見直し 第 7 条 正文（英文等） 付属書 [第 2 条で定める適用停止（凍結）規定の列挙（22 項目）]	前文 第 1 章 冒頭の規定及び一般的定義 第 2 章 内国民待遇及び物品の市場アクセス 第 3 章 原産地規則及び原産地手続 第 4 章 繊維及び繊維製品 第 5 章 税関当局及び貿易円滑化（1 項目凍結） 第 6 章 貿易救済 第 7 章 衛生植物検疫（SPS）措置 第 8 章 貿易の技術的障害（TBT） 第 9 章 投資（1 項目凍結） 第 10 章 国境を越えるサービスの貿易（2 項目凍結） 第 11 章 金融サービス（1 項目凍結） 第 12 章 ビジネス関係者の一時的な入国 第 13 章 電気通信（1 項目凍結） 第 14 章 電子商取引 第 15 章 政府調達（2 項目凍結） 第 16 章 競争政策 第 17 章 国有企業及び指定独占企業（1 項目凍結） 第 18 章 知的財産権（11 項目凍結） 第 19 章 労働 第 20 章 環境（1 項目凍結） 第 21 章 協力及び能力開発 第 22 章 競争力及びビジネスの円滑化 第 23 章 開発 第 24 章 中小企業 第 25 章 規制の整合性 第 26 章 透明性及び腐敗行為の防止（1 項目凍結） 第 27 章 運用及び制度に関する規定 第 28 章 紛争解決 第 29 章 例外 第 30 章 最終規定（一部条項を除外）

（出典）「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」2018.12.30. 外務省ウェブサイト <https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page23_002473.html>; JETRO『TPP11 解説書—TPP11 の特惠関税の活用について—』2019, p.6. <https://www.jetro.go.jp/ext_images/theme/wto-fta/tpp/TPP11_kaisetsu.pdf> 等を基に筆者作成。

(ii) 加盟国の関税撤廃率

前項（(1) 経緯）で触れたように、CPTPP 協定の特徴の 1 つに高い関税撤廃率がある（表 2）。域内原産品に関し、加盟国ごとに貿易品目に応じて関税が即時又は最終年までに段階を経て撤廃されることになっている（TPP 第 2 章 附属書 2-D（関税に係る約束）＝各国の譲許表）。ただし、実際には、日本の農産品の一部品目が関税撤廃対象外となったように、例外が存在する。日本の品目数ベースの関税撤廃率は最終年に当たる 2038 年には 95.1% となる予定であり、加盟国の中では最も低い、同時期に日本が締結した日本オーストラリア経済連携協定（2015

⁽³⁷⁾ 「インド太平洋経済枠組み（IPEF）」2024.10.16. 外務省ウェブサイト <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/ipef.html>> この枠組みにおいて、①サプライチェーン、②クリーン経済及び③公正な経済に関し、各協定が 2024 年に発効した。日本、米国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、インド等が参加している（中国は含まない。）。なお、米国連邦議会の承認を必要とする関税を含まない形で、貿易に関する協定も準備されたが、2025 年の米国での政権交代を受けて交渉は中断している。

年発効）の 89% よりも高い水準である⁽³⁸⁾。

表2 加盟各国の関税撤廃率

	日本	ブルネイ	マレーシア	シンガポール	ベトナム	オーストラリア	ニュージーランド	カナダ	メキシコ	チリ	ペルー	英国
関税撤廃・引下げ等の最終年	2038 年	2029 年	2033 年	2018 年	2038 年	2022 年	2024 年	2029 年	2033 年	2025 年	2033 年	2038 年
品目ベース	95.1%	100%	99.9%	100%	97.9%	99.9%	100%	98.7%	99.4%	99.5%	99.4%	96.7%
（農林水産物）	82%	100%	100%	100%	99%	100%	100%	95%	97%	98%	97%	-
2025 年時点 品目ベース	87.3%	99.9%	94.0%	100%	91.2%	99.9%	99.6%	96.9%	79.7%	99.5%	86.0%	95.4%

（注）ブルネイ、シンガポール及びニュージーランドは、全品目の関税撤廃とされる。なお、英国の対日最終関税撤廃率は、99.9%とされる。内閣官房 TPP 等政府対策本部「CPTPP（英国加入議定書の署名について）」2023.7.16. <https://www.cas.go.jp/jp/tpp/tppinfo/2023/pdf/20230716_cptpp_signgaiyou.pdf>

（出典）CPTPP2025 Quantitative Analysis Report, 2025.12.22, pp.10, 43. 内閣官房ウェブサイト <https://www.cas.go.jp/jp/tpp/tppinfo/koka/pdf/20251222_analysis_report.pdf> 農林水産物は、農林水産省「早わかり TPP（一問一答集）」2017.6, p.8. <https://www.cas.go.jp/jp/tpp/tppinfo/2017/pdf/170601_tpp_qanda_hayawakari.pdf> を基に筆者作成。

（iii）ハイスタンダードな条項

CPTPP に組み込まれた TPP は、各種の会合において「ハイスタンダード」や「ゴールドスタンダード」な協定であると自称し、また外部からもそのように形容される、当時としては文字どおり包括的で先進的な規律を含んでいる。全 30 章のうち、WTO 協定、日本が締結済みの 2 国間 FTA（2016 年時点）及び RCEP（2020 年発効）と比較して、先進的・野心的とされる主な規律を紹介する（表 3）。

表3 主なハイスタンダードな条項の例（章及び条番号は、CPTPP に組み込まれた TPP のもの）

第2章 内国民待遇及び物品の市場アクセス
日本が締結済みの FTA と比較しても高いレベルでの関税撤廃を実現した。RCEP には、④に相当する規定はない。 ＜主な特徴＞ ① 輸出税の新設・維持の禁止（第 2.15 条） ② 輸入許可手続の透明化（第 2.12 条、新設・修正の際に、施行の 60 日前までの通報努力義務や合理的な質問に対する応答義務（60 日以内に応答）） ③ 輸出許可手続の透明化（第 2.13 条、新設・修正の際に、遅くとも施行後 30 日以内に公表等） ④ 食料の輸出制限の規律強化（第 2.24 条、食料の輸出制限の適用期間を原則 6 か月間とすること等、輸入国側の食糧安全保障の強化に寄与することが期待）
第14章 電子商取引
WTO 協定には規定はなく、日本が締結済みの FTA における電子商取引章と比較しても、包括的かつ高いレベルの内容が達成されている。RCEP には、⑤は規定されておらず、今後の検討事項とされている。③～⑤は、電子商取引の「TPP3 原則」と呼ばれる。 ＜主な特徴＞ ① 締約国間における電子的な送信に対する関税の賦課禁止（第 14.3 条、電子的送信への関税不賦課） ② 他の締約国において生産等されたデジタル・プロダクトに対し、同種のデジタル・プロダクトに与える待遇よりも不利な待遇を与えてはならない（第 14.4 条、内国民待遇） ③ 電子的手段による国境を越える情報（個人情報を含む。）の移転の容認（第 14.11 条、データフリーフロー） ④ コンピュータ関連設備を自国の領域内に設置すること等の要求禁止（第 14.13 条、データローカライゼーションの禁止） ⑤ 他の締約国の者が所有するソフトウェアのソース・コードの移転又はアクセスの要求の原則禁止（第 14.17 条、ソース・コード不開示）
第17章 国有企業及び指定独占企業
WTO 協定、日本が締結済みの FTA 及び RCEP には該当する規定がない。これらの規律により、外国企業が国有企業と対等な競争条件で事業を行うことができる基盤が確保されることとなるとされる。

⁽³⁸⁾ 内閣官房 TPP 政府対策本部「TPP における関税交渉の結果」2015.10.20, p.1. <https://www.cas.go.jp/jp/tpp/tppinfo/2015/pdf/151020_tpp_kanzeikousyoukekka.pdf>

＜主な特徴＞

- ① 締約国は、国有企業及び指定独占企業が、物品又はサービスの売買を行う際、商業的考慮に従い行動すること（第 17.4 条）
 - ② 他の締約国の企業に対して無差別の待遇を与えることを確保すること（第 17.4 条）
 - ③ 国有企業への非商業的な援助（贈与・商業的に存在するものよりも有利な条件での貸付け等）によって他の締約国の利益に悪影響を及ぼしてはならないこと（第 17.6 条）
 - ④ 国有企業及び指定独占企業に関する情報を他の締約国に提供すること（第 17.10 条、透明性の確保）
- [注：国有企業とは、主として商業活動に従事し、締約国が 50% 超の株式直接所有、持分を通じた 50% 超の議決権行使又は取締役会の過半数の任命権限を有する企業]

第 19 章 労働

WTO 協定、日本が締結済みの FTA 及び RCEP には該当する規定がない。

＜主な特徴＞

- ① 国際的に認められた労働者の権利に直接関係する締約国の法律等を執行すること（第 19.2 条、第 19.5 条）
- ② 国際労働機関の 1998 年の労働における基本的な原則及び権利に関する宣言並びにその実施に関する措置（ILO 宣言）に述べられている権利（強制労働の撤廃、児童労働の廃止、雇用・職業に関する差別の撤廃等）を自国の法律等において採用・維持すること（第 19.3 条）
- ③ ①の法律等についての啓発の促進及び公衆による関与のための枠組み、協力に関する原則等（第 19.8 条～第 19.10 条等）

第 20 章 環境

WTO 協定及び RCEP に該当する規定はない。日本は既に高いレベルで環境保護施策を講じており、他の締約国も高水準の規律に服することが明確化されたことで、対等な競争条件が整い、健全な競争が確保されるとされる。

＜主な特徴＞

- ① 相互に補完的な貿易及び環境に関する政策の促進、高い水準の環境の保護及び効果的な環境法令の執行の促進（第 20.3 条）
- ② 貿易に関連する環境問題に対処するための締約国の能力を高めることを目的として、環境に関する多数国間の協定の約束の確認及び更なる協力のためのルール（第 20.4 条）
- ③ 漁業の保存及び持続可能な管理に関するルール（第 20.16 条）
- ④ 野生動植物の違法な採捕及び取引に対処するためのルール等について規定（第 20.17 条）

（注）日本の締結済み FTA とは、2016 年の TPP 協定署名時点で発効済みのものに限る。

（出典）「TPP 協定の章ごとの内容」内閣官房ウェブサイト <https://www.cas.go.jp/jp/tpp/tppinfo/kyotei/tpp_kyotei/index.html>; 日本関税協会『TPP コメントール』2019; 同『RCEP コメントール』2022; 飯野文『WTO FTA CPTPP—国際貿易・投資のルールを比較で学ぶ—』弘文堂、2019 等を基に筆者作成。

最後に、協定文書に条文化されていない特徴として、途上国への特別の配慮がない点が挙げられる。既に見たように加盟国には関税撤廃の例外がほとんど認められていないことに加えて、サービス貿易や投資に係る規律においては自由化の対象としない項目だけを列挙するネガティブリスト方式（自由化対象のみを列挙するポジティブリスト方式に比して自由化の度合いが強いとされる。）を一律に採用するなど、WTO における途上国を優遇する「特別かつ異なる待遇」（S&D）が認められていない³⁹⁾。これは、とりわけ後発開発途上国（カンボジアなど）の加入に際し、高いハードルとなり得るものである。

2 統計データに見る現況

本節では、統計データ等に基づき、CPTPP 及び加盟国の現況を、日本に関係が深い主な経済圏として RCEP（地域的な包括的経済連携）、ASEAN（東南アジア諸国連合）、USMCA（米国・メキシコ・カナダ協定）、EU 及びその構成国等も交えて概観する。

³⁹⁾ 宇山智哉「CPTPP の貿易政策上の意義」木村福成・西脇修編著『国際通商秩序の地殻変動—米中対立・WTO・地域統合と日本—』勁草書房、2022, pp.200-203. ただし、加盟各国との交渉の結果として例外が認められる場合があり得る。S&D とは、WTO 協定の文言上、途上国や後発開発途上国に対して「特別（special）」又は「（先進国とは）異なる（differential）」扱いを認めているもので、具体的には、義務の免除や緩和、技術協力を与える条項などがある。「経済外交用語解説」2022.7.12. 外務省ウェブサイト <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/wto/yogo.html>>

(1) 人口・GDP 等

CPTPP 加盟国の人口規模（2023 年）は合計約 5 億 8700 万人、世界人口比では 7.3% に達し、GDP 規模（2024 年）は合計約 16 兆 1390 億ドル、世界計の 14.5% に及ぶ（表 4）。

CPTPP 加盟国内での日本の地位は、人口はメキシコに次ぐ 1 億 2467 万人、名目 GDP は域内最大の 4 兆 1900 億ドルを占めている。他方で、日本の一人当たり GDP（購買力平価）は、シンガポール（15 万 3161 ドル）、ブルネイ、オーストラリア、カナダ、英国、ニュージーランドに続く 5 万 4369 ドルであり、域内では 7 位にとどまっている。

他の経済圏を見ると、RCEP では中国が、また USMCA では米国が人口、GDP とともに最大かつ圧倒的な地位を占めているが、1 人当たり GDP では、米国 8 万 6173 ドルに対し中国 2 万 7132 ドルと大きな差がある。

次に、今後の経済成長見込みについて、IMF による各年推計値（2025～2031 年）を平均した値を見ると、CPTPP 加盟国の中ではベトナム（6.3%）及びマレーシア（4.5%）の成長が高く、日本は 0.7% にとどまっており、最も成長率が低いと見られている。また、CPTPP 加入申請中のフィリピン、インドネシア及びカンボジアは、相対的に高い成長が見込まれている（それぞれ、5.5%、5.1%、5.0%）。

(2) 財・サービス貿易

貿易は、財とサービスを区分し、縦軸（行）に各経済圏（加盟国の合計）、CPTPP 各加盟国、米国、中国及び韓国を、横軸（列）にはそれぞれの貿易相手方となる各経済圏（加盟国の合計）、日本、米国、中国及び韓国を配したクロス表を用いて分析する（表 5-1、表 5-2）。

表 4 アジア太平洋に関係する主な経済圏・国等の概況

	CPTPP	RCEP	ASEAN	USMCA	人口（2023 年）		GDP（2024 年）		1人当たり GDP（2024 年）（ドル）	推定 GDP 成長率の平均（2025-2031 年）
					（千人）	対世界比	（10 億ドル）	対世界比		
経済圏 （加盟国の合計）	CPTPP	✓			587,236	7.3%	16,139	14.5%	-	-
	RCEP		✓		2,318,351	28.8%	31,065	27.8%	-	-
	ASEAN		✓		686,188	8.5%	3,996	3.6%	-	-
	USMCA			✓	510,706	6.3%	33,399	29.9%	-	-
	EU				450,564	5.6%	19,499	17.5%	62,609	1.4%
CPTPP	日本	✓	✓		124,671	1.5%	4,190	3.8%	54,369	0.7%
	ブルネイ	✓	✓	✓	457	0.0%	15	0.0%	91,437	2.4%
	マレーシア	✓	✓	✓	34,908	0.4%	422	0.4%	41,270	4.5%
	シンガポール	✓	✓	✓	5,766	0.1%	573	0.5%	153,161	3.0%
	ベトナム	✓	✓	✓	100,029	1.2%	459	0.4%	16,337	6.3%
	オーストラリア	✓	✓		26,321	0.3%	1,799	1.6%	69,647	2.0%
	ニュージーランド	✓	✓		5,151	0.1%	259	0.2%	54,549	2.0%
	カナダ	✓		✓	39,060	0.5%	2,270	2.0%	64,802	1.7%
	メキシコ	✓		✓	129,171	1.6%	1,830	1.6%	25,039	1.8%
	チリ	✓			19,603	0.2%	330	0.3%	34,114	2.3%
	ペルー	✓			33,656	0.4%	295	0.3%	18,239	2.9%
	英国	✓			68,443	0.8%	3,695	3.3%	63,072	1.4%
米国				✓	342,475	4.3%	29,298	26.3%	86,173	2.0%
中国	△	✓			1,424,261	17.7%	18,945	17.0%	27,132	4.0%
韓国		✓			51,759	0.6%	1,875	1.7%	62,885	1.8%
台湾	△				23,370	0.3%	801	0.7%	80,390	3.7%
カンボジア	△	✓	✓		17,315	0.2%	46	0.0%	7,874	5.0%
インドネシア	△	✓	✓		280,026	3.5%	1,396	1.3%	16,583	5.1%
ラオス		✓	✓		7,612	0.1%	16	0.0%	9,762	3.6%
フィリピン	△	✓	✓		114,411	1.4%	462	0.4%	12,121	5.5%
ミャンマー		✓	✓		53,947	0.7%	77	0.1%	5,039	1.8%
タイ		✓	✓		71,716	0.9%	529	0.5%	24,918	2.3%
インド					1,431,703	17.8%	3,761	3.4%	10,747	6.7%
UAE	△				10,445	0.1%	552	0.5%	77,185	4.5%
アルゼンチン	△				45,459	0.6%	637	0.6%	29,587	3.6%
コスタリカ	△				5,093	0.1%	97	0.1%	30,326	3.7%
エクアドル	△				17,902	0.2%	124	0.1%	15,997	2.9%
ウルグアイ	△				3,389	0.0%	82	0.1%	35,494	2.2%
ウクライナ	△				38,024	0.5%	191	0.2%	19,783	3.2%

（注）推計値を含む。「1 人当たり GDP」は、購買力平価（PPP）。「推定 GDP 成長率の平均」は、2025 年から 2031 年までの GDP 成長率の IMF 推計値を年平均した値。△は、2026 年 6 月時点で CPTPP 加入申請中の国・地域。

（出典）United Nations, Department of Economic and Social Affairs, Population Division, *World Population Prospects 2024*; IMF, *World Economic Outlook (April 2026)* を基に筆者作成。

表5-1 財貿易 (2024 年)

① 財貿易 輸出	輸出額 (FOB)		主な輸出入先 (構成比)							
	合計 (百万ドル)	世界比	2018年比 伸び率	EU	USMCA	RCEP	ASEAN	CPTPP	2018年比 伸び率	2018年比 伸び率
CPTPP	4,154,872	17.4%	20.7%	11.5%	3.5%	34.1%	13.1%	3.7%		
RCEP	7,284,835	30.5%	30.6%	18.5%	11.4%	4.8%	15.5%	9.3%	4.1%	
ASEAN	1,928,965	8.1%	34.0%	18.5%	8.5%	16.1%	15.1%	4.2%		
EU	3,252,220	13.6%	26.8%	50.9%	12.9%	2.9%	29.1%	5.4%	2.4%	
USMCA	7,085,439	29.7%	29.5%	9.7%	61.2%	1.0%	8.2%	3.3%	0.9%	
日本	707,489	3.0%	-4.1%	15.0%	41.1%	14.3%	23.3%	9.3%	20.0%	17.6%
アメリカ	11,255	0.0%	71.3%	36.2%	91.3%	1.7%	1.6%	18.2%	3.2%	
マレーシア	329,454	1.4%	33.2%	30.8%	54.2%	14.9%	7.7%	13.2%	12.4%	3.6%
シンガポール	505,098	2.1%	22.5%	23.6%	54.9%	9.8%	6.2%	3.5%	8.7%	14.0%
C	392,242	1.6%	64.0%	16.1%	38.8%	8.7%	33.4%	13.1%	6.2%	30.4%
P	341,599	1.4%	34.1%	26.6%	70.5%	12.4%	5.3%	3.3%	13.7%	4.6%
T	42,873	0.2%	6.7%	28.9%	57.2%	11.2%	14.9%	5.8%	5.4%	12.7%
P	569,134	2.4%	27.1%	8.0%	8.4%	1.2%	77.6%	4.5%	1.9%	76.3%
P	617,674	2.6%	37.0%	5.3%	4.0%	0.5%	86.1%	3.8%	0.7%	83.0%
メキシコ	98,884	0.4%	32.4%	14.3%	52.7%	1.6%	18.9%	9.0%	8.5%	15.9%
チリ	74,145	0.3%	54.8%	15.5%	42.1%	1.1%	19.3%	11.1%	4.6%	12.9%
ペルー	464,425	1.9%	-3.7%	8.7%	12.7%	3.4%	18.3%	47.9%	2.0%	15.9%
英国	2,065,411	8.6%	24.0%	48.3%	21.9%	6.0%	33.1%	18.0%	3.9%	6.9%
米国	3,580,263	15.0%	43.1%	23.0%	27.0%	16.4%	18.5%	14.4%	4.2%	14.7%
韓国	683,646	2.9%	12.9%	24.6%	43.2%	16.7%	22.3%	10.0%	4.3%	18.8%
世界計	23,893,810	100.0%	24.1%							

表5-2 サービス貿易 (2024 年)

③ サービス貿易 輸出	輸出額		主な輸出入先 (構成比)							
	合計 (百万ドル)	世界比	2018年比 伸び率	EU	USMCA	RCEP	ASEAN	CPTPP	2018年比 伸び率	2018年比 伸び率
CPTPP	1,597,195	19.1%	45.5%	17.0%	25.1%	23.8%	2.0%			
RCEP	1,343,196	16.1%	42.5%	14.8%	16.0%	13.2%	8.8%	3.2%		
ASEAN	550,930	6.6%	56.2%	12.2%	18.7%	10.9%	2.5%			
EU	1,504,725	18.0%	45.7%	20.8%	29.1%	9.0%	5.6%	2.1%		
USMCA	3,029,389	36.2%	40.0%	15.3%	9.8%	49.8%	1.5%	9.4%	2.9%	0.9%
日本	213,113	2.5%	-24.8%	20.9%	15.7%	24.0%	12.1%	21.8%	13.3%	4.5%
アメリカ	652	0.0%	18.1%	33.3%	45.2%	27.3%	11.6%	16.1%	4.8%	10.4%
マレーシア	47,115	0.6%	41.6%	31.8%	50.7%	30.6%	11.3%	14.2%	2.5%	10.2%
シンガポール	329,969	3.9%	80.2%	28.1%	41.2%	11.3%	11.4%	20.5%	10.8%	10.1%
C	26,137	0.3%	50.9%	28.2%	44.0%	13.5%	11.7%	17.5%	7.8%	10.6%
P	87,933	1.1%	24.7%	25.2%	41.8%	15.0%	13.8%	10.5%	2.5%	12.5%
T	20,176	0.2%	13.3%	40.2%	50.9%	7.5%	19.6%	9.6%	1.9%	18.3%
P	138,948	1.7%	43.4%	10.0%	10.5%	2.6%	51.5%	14.9%	1.3%	50.6%
P	96,435	1.2%	108.2%	7.1%	5.4%	2.4%	70.2%	12.5%	0.3%	67.5%
メキシコ	17,501	0.2%	38.5%	12.7%	23.0%	3.5%	26.8%	19.4%	5.6%	25.2%
チリ	9,876	0.1%	25.5%	24.0%	20.5%	2.6%	26.4%	15.5%	4.7%	22.7%
ペルー	609,320	7.3%	41.4%	9.2%	12.1%	3.5%	24.4%	40.5%	2.1%	22.4%
英国	1,269,322	15.2%	42.6%	32.3%	23.1%	7.4%	10.7%	31.9%	4.9%	6.1%
米国	3,562,224	4.3%	51.1%	20.6%	24.2%	13.5%	11.9%	16.3%	4.1%	10.1%
韓国	1,148,200	1.4%	34.2%	22.8%	38.1%	12.1%	18.9%	14.3%	6.8%	17.2%
世界計	8,368,025	100.0%	41.3%							

② 財貿易 輸入	輸入額 (CIF)		主な輸出入元 (構成比)							
	合計 (百万ドル)	世界比	2018年比 伸び率	EU	USMCA	RCEP	ASEAN	CPTPP	2018年比 伸び率	2018年比 伸び率
CPTPP	4,357,354	17.8%	20.4%	17.5%	2.9%	20.5%	19.2%	4.5%		
RCEP	6,159,405	25.1%	20.4%	10.2%	9.6%	5.5%	8.2%	14.1%	5.9%	
ASEAN	1,849,157	7.5%	30.7%	19.8%	8.5%	6.8%	7.5%	25.6%	6.8%	
EU	4,520,398	18.5%	28.9%	32.1%	33.9%	16.4%	4.1%	12.5%	14.2%	3.7%
USMCA	6,876,957	28.1%	35.7%	13.2%	2.6%	61.6%	1.0%	5.3%	8.3%	1.1%
日本	743,058	3.0%	-0.7%	20.1%	49.9%	15.7%	14.0%	10.5%	11.4%	22.5%
アメリカ	7,124	0.0%	71.4%	52.8%	66.7%	47.4%	3.8%	2.4%	1.1%	8.6%
マレーシア	299,492	1.2%	37.4%	24.1%	57.4%	23.9%	10.2%	7.5%	5.1%	9.2%
C	458,727	1.9%	23.7%	23.3%	45.2%	19.9%	13.7%	9.7%	4.8%	12.2%
P	365,589	1.5%	57.2%	13.0%	74.4%	11.5%	4.6%	4.5%	5.9%	4.1%
T	300,873	1.2%	24.9%	22.6%	57.2%	18.3%	13.8%	14.7%	5.9%	11.8%
P	47,520	0.2%	9.5%	31.7%	63.2%	16.3%	12.0%	14.2%	5.6%	10.4%
P	587,618	2.4%	21.0%	14.4%	21.3%	4.3%	55.7%	11.2%	2.8%	49.5%
メキシコ	674,391	2.8%	37.0%	11.1%	35.0%	7.8%	43.1%	10.6%	3.0%	41.1%
チリ	84,221	0.3%	12.8%	9.4%	31.8%	1.9%	22.1%	12.9%	2.4%	19.1%
ペルー	55,737	0.2%	22.0%	12.0%	32.4%	3.6%	31.7%	9.3%	0.8%	25.6%
英国	733,003	3.0%	10.4%	5.1%	15.5%	2.8%	11.3%	54.2%	1.2%	9.9%
米国	3,267,389	13.3%	28.8%	48.3%	33.5%	10.8%	28.1%	18.5%	4.5%	13.4%
韓国	2,587,040	10.6%	27.4%	34.4%	15.3%	8.9%	10.4%	6.0%	6.4%	7.0%
世界計	24,511,771	100.0%	24.5%							

(注) 財貿易における輸出額の FOB (Free on Board) は本船渡し、輸入額の CIF (Cost Insurance and Freight) は運賃保険料込みの価額。EU の 2018 年比伸び率は英国を含めず試算した。構成比は合計しても 100% にならない。各経済圏の値は、加盟国の輸出入額・構成比の単純な合計値であり、原産地証明の利用の有無は問わない。同一経済圏同士のクロス値は、加盟国が重複しない場合のみ掲載した。

(出典) 財貿易：IMF, *International Trade in Goods (by partner country) (IMTS) (2026 May)*、サービス貿易：WTO-OECD, *Balanced Trade in Services Dataset (BaTIS) — BPM6 (Last update: December 2025)* を基に筆者作成。

（i）財貿易

CPTPP 加盟国の合計は、世界貿易全体の①財輸出 17.4%、②財輸入 17.8% に達している。同様に、RCEP 加盟国の合計は①財輸出 30.5%、②財輸入 25.1%、EU が①財輸出 29.7%、②財輸入 28.1% となっており、他の経済圏よりも大きい。

貿易相手方の構成比から、次の特徴を指摘できる。各経済圏内の貿易（例、CPTPP 加盟国から他の CPTPP 加盟国への輸出入の単純合計。）の構成比（以下、域内貿易率という。）を比較すると、①財輸出では高い順に、EU61.2%、USMCA50.9%、RCEP38.4%、ASEAN22.4%、CPTPP15.5%、②財輸入では同様に EU61.6%、RCEP46.9%、USMCA33.9%、ASEAN19.8%、CPTPP15.5% の順となっている。CPTPP の域内貿易率は他の経済圏よりも低く、しかも輸出入ともに域外の米国又は中国の 2 大国との貿易構成比の方が高い（2 国の合計で CPTPP 加盟国からの輸出の 47.2%、同輸入の 39.7% を占めている）点に特徴がある。

CPTPP 加盟国別では、米中 2 大国との貿易構成比の高低に応じて、輸出において（A）中国の構成比が高いグループ（オーストラリア 34.6%、ニュージーランド 25.1%、チリ 37.7%、ペルー 33.5%）、（B）米国の構成比が高いグループ（カナダ 76.5%、メキシコ 83.0%、ベトナム 30.4%）、（C）ASEAN の構成比が高いグループ（ブルネイ 36.2%、マレーシア 29.0%、シンガポール 29.6%）、（D）EU の構成比が高い英国（47.9%）、（E）米中及び ASEAN の構成比がほぼ均衡している日本（14.3%～20.0%）に、区分することができる⁽⁴⁰⁾。A グループ及びブルネイは、一次産品輸出国（資源又は農産品）であり、石炭、石油、鉄鉱石、銅や食料品を主な輸出財としており、B グループは、電気機器や輸送機械などを中間財（部品等）や最終製品の形で輸出している点に特徴がある⁽⁴¹⁾。

輸入においては、A グループは、輸出（25.1%～37.7%）ほどではないものの中国の構成比が高い（21.5%～25.9%）。B グループ（ベトナムを除く。）は、輸出（76.5%～83.0%）ほどではないものの米国の構成比が高いものの（41.1%～49.5%）、中国からの輸入も 10% を超える（11.6%～20.3%）。英国は、輸出以上に EU の構成比が高い。日本は、輸出に比して米国の構成比が低く（11.4%）、反対に中国の構成比が高くなっている（22.5%）。

なお、日本の財貿易は、2018 年（CPTPP は 2018 年 12 月 30 日発効）に対する 2024 年の伸び率がマイナスであることが示されているが（輸出 -4.1%、輸入 -0.7%）、この間の円安・ドル高傾向を考慮する必要がある。例えば、内閣官房 TPP 等政府対策本部による円建ての統計では、輸出額：2018 年 81.5 兆円から 2024 年 107.1 兆円の 31% 増、輸入額：2018 年 82.7 兆円から 2024 年 112.6 兆円の 36% 増といずれも増加し、そのうち CPTPP 加盟国との貿易については、輸出額：2018 年 10.7 兆円から 2024 年 14.4 兆円の 34% 増、輸入額：2018 年 14.2 兆円から 2024 年 21.4 兆円の 51% 増となり、全体の伸び率以上に CPTPP 加盟国との貿易の伸び率が高いことが示されている⁽⁴²⁾。

(40) 例えば、カナダ、メキシコ、英国を除く加盟国は財輸出において RCEP の構成比が最も高いが、RCEP は表 5 において ASEAN、日本、中国及び韓国に分解できるため除外した（その他の RCEP 加盟国であるオーストラリア及びニュージーランドの構成比は極めて小さい。）。

(41) 「RIETI-TID2024 における HS14 分類データ（2023 年）」独立行政法人経済産業研究所ウェブサイト <<https://www.rieti.go.jp/jp/projects/rieti-tid/>> に基づき筆者試算。

(42) 内閣官房 TPP 等政府対策本部「CPTPP をめぐる状況について」2025.9, p.22. <https://www.cas.go.jp/jp/tpp/tppinfo/kyotei/tpp11/pdf/2511_megurujijyo.pdf>

CPTPP による域内貿易への効果について、域内の 2 国間貿易（ブルネイ、マレーシア、チリ、ペルー、英国を除く。）を対象とした分析によれば、CPTPP 締結以前に 2 国間 FTA が存在するペアには CPTPP 締結の貿易創出効果（貿易量の増大）は見られず、2 国間 FTA がないペア（例、日本・カナダや日本・ニュージーランドなど）において同効果が見られたとされている⁽⁴³⁾。

また、別の分析では、財の域内輸出では全 65 産業分類のうち 11 分類（砂糖、コーヒー・茶、飼料、動物性油脂、染色・なめし・着色剤、医薬品、紙、特殊機械、精油・樹脂、道路車両、プレハブ建築物）、同域内輸入では 17 分類（砂糖を除く輸出で示した 10 分類、野菜・果物、飲料、天然ゴム、肥料、皮革・同製品、旅行用品、履物）で貿易創出効果が見られたとされる⁽⁴⁴⁾。

（ii）サービス貿易

サービス貿易⁽⁴⁵⁾（世界計）は、2024 年時点で財貿易（世界計）の約 3 割強の規模を有し、また 2018 年比伸び率の点で輸出入いずれにおいても財貿易を超えていることから、その重要性が高まっている。

域内貿易率の比較では、輸出入ともに EU（輸出、輸入：49.8%、51.9%）、RCEP（同 36.0%、30.6%）、USMCA（同 18.3%、21.0%）、CPTPP（同 17.0%、16.9%）、ASEAN（同 14.1%、14.1%）の順に高い。

CPTPP 加盟国では、輸出においては、米国の構成比が極めて高いグループ（カナダ、メキシコ）、米国の構成比が中国よりも高いグループ（日本、ニュージーランド、チリ、ペルー）、米国と中国の構成比がほぼ均衡しているグループ（ブルネイ、マレーシア、シンガポール、ベトナム、オーストラリア）、EU の構成比が高い英国に区分することができる。輸入では、カナダ、メキシコ、チリ、ペルー、日本及びシンガポールが米国の構成比が 20% を超えているほか、メキシコ、チリ、ペルー及びシンガポールは、EU からの構成比も 20% を超えている。英国は、輸出以上に EU の構成比が 48.5% と高い水準にある。

（iii）小括

経済圏としての CPTPP は、財貿易においては他の経済圏に比して、またサービス貿易は ASEAN 以外の経済圏に比して域内貿易率が低く、加盟国ごとに主な貿易相手先の国・地域（米国、中国、EU）に散らばりが認められ、貿易全体として加盟国間の相互依存関係は相対的に高くない点に特徴がある。また、財貿易に関して、一定の条件の下では貿易創出効果が生じていると分析されている。

(43) Nobunori Kuga and Ken Itakura, “How Does CPTPP Make Impact on Goods Trade Flows Among Its Member Countries?” *New ESRI Working Paper*, No.75, 2024.12. <https://www.esri.cao.go.jp/jp/esri/archive/new_wp/new_wp080/new_wp075.pdf> FTA には、関税撤廃等により貿易が促進され、域内（加盟国間）で貿易が新たに生み出される効果（貿易創出効果）と、域外の貿易相手国から関税撤廃等で有利となる域内相手国（加盟国）に切り替える効果（貿易転換効果）があるとされる。

(44) Thi Hang Binh et al., “Three Years into CPTPP: An Overview of Trade in Goods and Services,” *Research Paper*, #02-2023, *Asia Competitiveness Institute Research Paper Series*, 2023.4. <<https://lkyspp.nus.edu.sg/docs/default-source/aci/acirp202302.pdf>>

(45) 輸送、旅行（インバウンドは輸出としてカウント）及びその他サービス（金融・保険、知的財産権等使用料、通信、建設等）の国際取引であり、近年デジタル技術を活用したサービス（インターネット配信、クラウドサービス等）が活発化している。

Ⅱ CPTPP の今後に向けての取組

本章では、CPTPP が自らを「生きている協定」(living agreement) と位置付け、積極的に取り組んでいる大きな課題として、(1) 環境変化に即した協定内容の見直し、(2) 加盟国（締約国）の拡大（新規加入）、(3) 事務局体制の整備を取り上げる。これらの取組は、協定の運営等に関する最高意思決定機関で、加盟国の閣僚級が参加する CPTPP 委員会（以下「委員会」）の指示に基づいて進められている⁽⁴⁶⁾。

1 協定内容の見直し

協定は、発効後「3 年以内に、及びその後は少なくとも 5 年ごとに、締約国間の経済上の関係及び連携を見直すこと」(TPP 第 27.2 条 1(b)) とされ、第 6 回委員会（2022 年 10 月）では、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い 1 年遅れとなったものの 4 年以内に作業が開始されたことが触れられた⁽⁴⁷⁾。第 7 回委員会（2023 年 7 月）において、この見直しは、貿易協定が「ゴールドスタンダード」であり続けるために不可欠のプロセスであると表現している⁽⁴⁸⁾。以下、委員会資料に基づいて一般的な見直し（general review）の対象項目や概要を確認する。

2023 年 11 月の閣僚会合において、見直しに係る参照すべき文書を法的な効力を有さない付託事項としてまとめ、その①目的（協定が最高水準を維持することの確保等）、②対象（12 項目）、③方法（調整グループの設置等）が示された⁽⁴⁹⁾。

続く、2024 年 11 月の第 8 回委員会での高級実務者から閣僚に向けた中間報告において、次に掲げる 12 の分野について議論することが勧告された⁽⁵⁰⁾。すなわち、(1) 税関当局及び貿易円滑化、(2) 経済的威圧、(3) 電子商取引、(4) 環境、(5) 金融サービス、(6) グローバルバリューチェーン及びサプライチェーン強靱（きょうじん）性、(7) 包摂的な貿易（i. 貿易とジェンダー平等、ii. 貿易と先住民）、(8) イノベーション、(9) 事務事項管理（management of administrative work）、(10) 市場歪曲の慣行⁽⁵¹⁾、(11) 零細・中小企業、(12) 持続可能な農業及び食料システムであった（項目の順番は、英語表記のアルファベット順であり、優先順位ではないとされた。）。

(46) 「TPP 委員会」内閣官房ウェブサイト <<https://www.cas.go.jp/jp/tpp/tppinfo/iinkai/index.html>> 第 1 回会合の決定文書以降、正式文書（英文）では CPTPP 委員会（Commission of the Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership）の名称が使用されている。なお、同委員会は、他の FTA に見られない広範な任務と権限が与えられており（第 27.2 条 委員会の任務）、時代の要請に合わせて貿易及び投資体制を変化させていけるように設計されていると評される。日本関税協会『TPP コメンタール』2019, p.902.

(47) 「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）第 6 回 TPP 委員会の機会における閣僚共同声明」2022.10.8.

以下の脚注では、CPTPP 委員会及び閣僚会合の出典において冒頭の「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）」を省略して表記する。また、CPTPP 委員会の各種文書（英文、仮訳）及び関連する大臣記者会見等は、「TPP/CPTPP の交渉経緯等」内閣官房ウェブサイト <<https://www.cas.go.jp/jp/tpp/tppinfo/topics.html>> に掲載されたものを用いた。

(48) 「第 7 回 TPP 委員会の機会における閣僚共同声明」2023.7.16.

(49) 「CPTPP の一般的な見直しに係る「付託事項」(TOR: Terms of Reference) の概要」(CPTPP 閣僚会合承認) 2023.11.15.

(50) 「附属書 CPTPP の一般見直しの進捗に関する閣僚へ向けた高級実務者による中間報告書」2024.11.28.

(51) 共通した定義はないが、国家による補助金や国有企業優先など国家が市場に介入し、市場原理を歪めてしまう慣行のこと。それが過剰生産、安値輸出の要因とされる。

そして、2025 年 11 月の第 9 回委員会において、一般的な見直し報告書・最終勧告（以下「最終勧告」）として、見直しの対象項目とその方向性（含まれるべき事項）が示された（表 6）⁽⁵²⁾。中間報告と比較すると、(4) 環境、(7) 包摂的な貿易（ii. 貿易と先住民）、(11) 零細・中小企業及び (12) 持続可能な農業及び食料システムが見直しの対象項目としては設定されず、代わって「競争力及びビジネスの円滑化」（(6) グローバルバリューチェーンなどを含む。）、「投資」、「国有企業」が新たに採用された。また、(7-i) 貿易とジェンダー平等の項目は、「貿易と女性の経済的エンパワーメント」と「ジェンダー主流化」（gender mainstreaming）⁽⁵³⁾ の 2 か所に分けて位置付けられている。最終勧告から外れた(4)環境等については事実上先送りされており、継続的作業を奨励するものとして共同声明で言及されるにとどまった。

最終勧告では、交渉段階に入り協定改定を目指す項目とそうでない項目に分けられている。すなわち、2026 年早期からの交渉開始を勧告した項目（A:①税関当局及び貿易円滑化、②サービス貿易、③電子商取引、④競争力及びビジネスの円滑化、⑤貿易と女性の経済的エンパワーメント）と、協定改定を伴わない（ただし、将来的な改定検討等を含む。）、共同声明、協議、調査、議論の継続、対話のためのプラットフォームの設置などを勧告した項目（B:⑥投資、⑦国有企業、⑧イノベーション、⑨ジェンダー主流化、⑩経済的威圧、⑪市場歪曲的慣行）の 2 つの区分である。

表 6 協定見直しの対象項目と含まれるべき事項

項目	含まれるべき事項
A 2026 年早期からの交渉開始を勧告した項目	
①税関当局及び貿易円滑化	AEO（認定事業者）*、事後調査（post clearance）、通関業者の利用、通関諸手続の一貫性に向けたコミットメント及び専門の税関小委員会の設置に関する規定〔新設〕。事前教示、審査及び上訴、自動化、物品の引取り、公表及び秘密の取扱いに関する現行規定の改定の可能性
②サービス貿易	・国境を越えるサービスの貿易：国内規制を含む、発展するサービス貿易への対応強化 ・金融サービス：全ての締約国のコンセンサスを条件として、持続可能な金融、越境データ流通、透明性、国内規制、及び電子決済の発展を反映するための章の強化
③電子商取引	人工知能、デジタルアイデンティティ、オンラインの安全性、電子決済等の分野に関する規定〔新設〕。データ流通、サイバーセキュリティ、消費者保護を含む課題に関する現行ルールの更新
④競争力及びビジネスの円滑化	共有された原則に基づく、危機時の調整等のサプライチェーン強靱性強化に関する規定〔新設〕。グローバル・地域のバリューチェーンへの統合を支援するための協力強化の検討
⑤貿易と女性の経済的エンパワーメント	CPTPP の各種委員会におけるジェンダー主流化により補完される中で、貿易における女性の参画及びリーダーシップを前進させるための拘束力のない協力規定〔新設〕、又は新たな章の可能性。
B 共同声明、協議、調査、議論の継続、対話のためのプラットフォームの設置などを勧告した項目	
⑥投資	次の共同解釈声明（joint interpretative declaration）及び決定に向けた技術的な協議の進行。〔投資に係る〕優勢かつ実効的な国籍原則についての共同解釈声明。内国民待遇、最恵国待遇、待遇に関する最低基準の各条文及び規制権に適用することができる共同解釈声明。投資章の「投資家と国家との間の紛争解決」の協議段階において、締約国が利用を検討するための拘束力のない参照文書として国際連合国際商取引法委員会（UNCITRAL）国際投資紛争調停モデル規定（2023 年）を認める決定
⑦国有企業（SOEs）	文言改定の必要性を評価するという観点で、現代の条約慣行及び OECD ガイドラインと SOE（state-owned enterprise）の定義との関連性に関する締約国が主導する調査の着手

⁽⁵²⁾ 「附属書 C CPTPP 一般的な見直し報告書：最終勧告」2025.11.21.

⁽⁵³⁾ 1997 年国際連合経済社会理事会（ECOSOC）により提示された概念で、例えば「政策・事業・組織運営のすべてのプロセスにおいてジェンダーの視点に立った対応を行う、ジェンダー平等達成のための手段」と要約される。『日本の国際協力 NGO「ジェンダー主流化ガイドライン」』2023, p.4. 外務省ウェブサイト <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/100489425.pdf>>; Report of the Economic and Social Council for the year 1997 (A/52/3/Rev.1). <<https://digitallibrary.un.org/record/271316?v=pdf>>

⑧イノベーション	イノベーション及び技術により生じる特定の課題又は機会に対処し、今後の取組に向けた付託事項（terms of reference）及び作業計画を決定するための議論の継続
⑨ジェンダー主流化	CPTPP の各種委員会及び作業部会に対し、女性の経済的エンパワーメント及びリーダーシップを向上させ、女性主導のビジネスを促進し、女性起業家に対する貿易及び投資における障壁の撤廃を奨励するために注力すべき分野について、上位レベルの拘束力のないガイダンスとなる原則の開発
⑩経済的威圧	バンクーバー声明** に沿い、これを基盤として、経済的威圧に関する情報共有、対応の調整、集団的強靱性（collective resilience）の強化に向けた締約国の対話のプラットフォーム設立
⑪市場歪曲的慣行	市場歪曲的慣行に関する理解を深め、協力を促進し、次のステップに向けた勧告を特定するための締約国の対話のプラットフォーム設立

* AEO（認定事業者）制度とは、貨物のセキュリティ管理と法令遵守（コンプライアンス）の体制が整備された事業者に対し、税関が承認・認定し、税関手続の緩和・簡素化策を提供する制度。「AEO 制度」税関ウェブサイト <<https://www.customs.go.jp/zeikan/seido/kaizen.htm>>

** 経済的威圧を抑止し、それに対する強靱性を高め、そのリスク及び影響を緩和する議論を深める。（第 8 回 CPTPP 委員会におけるバンクーバー声明 附属書「CPTPP の一般見直しの進捗に関する閣僚へ向けた高級実務者による中間報告書」）

（出典）「第 9 回環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）委員会の機会における閣僚共同声明 附属書 C CPTPP 一般的な見直し報告書：最終勧告」の英文及び仮訳を基に筆者作成。

B に区分される項目は、今回は協定改定を目指すものではないが、協定を補足・補完する意味を有している。例えば、⑥投資に関しては、内国民待遇等の条文解釈について締約国間でその統一を図るため、条文解釈に係る共同声明の発出を勧告している。また、⑩経済的威圧及び⑪市場歪曲的慣行は、それぞれに締約国において情報共有、対応調整や協力のための対話のプラットフォームを設置すること、言い換えれば、協定改定の手法を採らずに協議等の場（プラットフォーム）を設定する即効性を重視している点にも特徴がある。なお、⑩の取組は、2023 年 5 月の G7 広島サミットにおいて、経済的威圧に対する共同の評価、準備、抑止及び対応を強化するため、「経済的威圧に対する調整プラットフォーム」を立ち上げ、連携を強化していくとしたことと軌を一にしており、サミット開催国である日本の関与がうかがわれる⁽⁵⁴⁾。

また、今後のスケジュールに関するものとして、勧告実施の作業計画を策定するために、各小委員会や作業部会等が 2026 年第 1 四半期までに会合を開催することと、次の（第 10 回）委員会開催時又は遅くとも同年末までに実施状況を報告することも勧告された。

ただし、今回の見直しについては、CPTPP として初めての協定見直しであるため、これらのプロセスはまだ確立されておらず、改定に至る目標時期も明示されていない点を指摘する意見もある⁽⁵⁵⁾。また、一般に外交に係る交渉プロセスは公開されないため、個々の見直し項目がどのように成文化され、又は改定ではない取組が実効性をもって実施されるのかなど、2026 年末までには委員会に提出される進捗状況を注視する必要がある。

2 新規加入

FTA は数多く存在するが、新規加入の条項を含み、かつ実際に新規加入が実現した例は限定的で、EU 拡大を除けば、アフリカ（アフリカ大陸自由貿易圏（AfCFTA）設立協定等）や中南米（カリブ共同体等）、太平洋島しょ国など途上国が関係するものが多い⁽⁵⁶⁾。CPTPP は、

⁽⁵⁴⁾ 「経済的強靱性及び経済安全保障に関する G7 首脳声明（仮訳）」2023.5.20, pp.3-4. 外務省ウェブサイト <<https://www.mofa.go.jp/files/100506816.pdf>>

⁽⁵⁵⁾ Deborah Elms, “Refreshing the CPTPP,” 2026.5.12. Hinrich Foundation website <<https://www.hinrichfoundation.com/research/article/trade-governance/refreshing-the-cptpp>>

⁽⁵⁶⁾ 植田大祐「CPTPP の新規加盟—英国、中国、台湾の加盟申請を中心に—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.1199, 2022.8.5, pp.2-3. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/12312364>> など。

TPP の前文に見られるように、国及び地域の加入を歓迎するとして、あらかじめ拡大することを目指した協定となっている。既に2024年に英国が新規加入を果たした実績に加えて、11 개국・地域に上る加入申請を抱えており、今後加盟国・地域が大幅に増加する可能性がある。

(1) 加入手続

CPTPP における加入手続及び加入要件の詳細は、加入手続に関する2019年1月19日付の委員会決定文書（以下、決定文書）⁽⁵⁷⁾において規定されている。

新規加入手続の流れは、①加入希望国⁽⁵⁸⁾と全締約国との非公式の意見交換（推奨）、②加入希望国による正式な要請（加入申請）を寄託者であるニュージーランドに通報、③委員会による手続開始の決定（コンセンサス方式）、④委員会による加入作業部会（WG）の設置（各締約国の政府代表から構成され、議長はコンセンサス方式により選出する。）、⑤WGでの審査、⑥WGにおける加入のための条件に関する報告書（コンセンサス方式により決定）を委員会に提出、⑦委員会によるWG報告書の承認（コンセンサス方式）と加入希望国への結果の通知、⑧加入希望国における国内法の整備（関税撤廃など）と締約国における加入希望国受入れのための国内法整備、⑨加入の順で進んでいくこととなる（決定文書 第1条から第4条まで）。ただし、③の時点で委員会のコンセンサスが得られない場合は、希望国は締約国と個別に再協議を行うことも可能とされる（同第2.4条）。

また、加入のためのベンチマーク（基準）が設定されており、加入希望国は、(a) CPTPP の全てのルールに従うための手段の提示、(b) 物品、サービス、投資、金融サービス、政府調達、国有企業及びビジネス関係者の一時的な入国について最も高い水準の市場アクセス（締約国にとって商業的に意味のある市場アクセス）のオファーを行うこととされている（同第5条）。

(2) 英国の加入と加入に係る「オークランド原則」

(i) 英国の加入

CPTPP 原署名国以外で最初に加入申請を行い、加入した国は英国であった。英国は、EU 離脱（2020年1月）後の2021年2月にCPTPP加入を申請し、同年6月の第4回委員会で加入手続が開始され、作業部会（議長国：日本）が設置された。2023年3月に交渉が実質的に妥結し、同年7月の第7回委員会において英国の加入が承認され、加入議定書の署名が行われた。その後、英国及び各締約国での国内手続（日本は最も早い同年12月に通報）を経て、2024年12月に発効した。加入申請から約3年間を要した⁽⁵⁹⁾。

(ii) オークランド原則

英国に続いて順に、中国、台湾、エクアドル、コスタリカ、ウルグアイ、ウクライナ、インドネシア、フィリピン、UAE、カンボジア及びアルゼンチンが加入申請を行っている。英国

⁽⁵⁷⁾ 「委員会決定2の附属書 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）加入手続」2019.1.19. 内閣官房ウェブサイト <https://www.cas.go.jp/jp/tpp/tppinfo/2019/pdf/190119_tpp_dec_jp_03.pdf>; 飯野文『WTO FTA CPTPP—国際貿易・投資のルールを比較で学ぶ—』弘文堂, 2019, pp.70-72.

⁽⁵⁸⁾ CPTPP 文書では、「加入希望エコノミー」(aspirant economies)と表記され、国だけでなく独立の関税地域（例、台湾、香港などが相当）が含まれるが、本稿では「加入希望国」と一括する。

⁽⁵⁹⁾ 協定は国内手続が完了した締約国と英国との間で有効となるが、締約国のうち最後となっていたカナダの手続きが2026年7月に完了し、9月1日から発効する見込みである。

に続いて、2024年11月にコスタリカ（2022年8月申請）との交渉が開始される一方で（2026年5月交渉妥結）、コスタリカより前に申請した中国（2021年9月申請）、台湾（同）及びエクアドル（同年12月申請）の加入手続は開始されていない。

申請の順番どおりに手続が進んでいない理由は、第7回委員会（2023年7月）において、後にその開催地にちなんで「オークランド原則」と呼称される⁽⁶⁰⁾、次に掲げる加入に係る基準が示されたことによる。

＜オークランド原則＞

- ①協定のハイスタンダードを満たす用意があること
- ②貿易に関するコミットメントを遵守する行動を示してきていること
- ③締約国のコンセンサスに基づいて決定がなされると認識されていること⁽⁶¹⁾

この原則は、決定文書におけるベンチマークに従い、(a) 協定の高度な規律を受け入れ、(b) 高水準の市場アクセスを提供するという将来に向けての約束にとどまらず（原則①）、これまでの（CPTPP 以外の）貿易に関するコミットメントを遵守してきた経験・実績を問うた上で（原則②）、手続が締約国全体のコンセンサスに基づく決定によるものであることを加入希望国が認識していること（原則③）を明確に表明した点に特徴がある。

（iii）オークランド原則導入に至る経緯

オークランド原則が導入された経緯を確認する。英国の加入申請（2021年2月）を受けた最初の第4回委員会（同年6月）に際しての共同声明では、加入に係る決定文書に定められたベンチマーク（原則①）に従うことが強調されていた。しかし、中国が同年9月16日に加入申請を行う直前の第5回委員会（同年9月1日）の共同声明において、「貿易のコミットメントを遵守する行動を示してきた」（下線引用者）⁽⁶²⁾希望国に加入が開かれているとし、原則②が初めて言及された⁽⁶³⁾。その後、第6回委員会（2022年10月）の共同声明では、「貿易面でのコミットメントに関する経験」（下線引用者）⁽⁶⁴⁾を考慮するとも述べており、加入希望国の過去の実績を判断材料の1つとすることが明確にされた。

第7回委員会（2023年7月）に出席した後藤茂之経済再生担当大臣は、委員会後の記者会見で中国の加入見通しについての質問を受け、「過去の貿易上のルールに対してどういう遵守の姿勢をとっていたかどう、威圧的な対応や、或いは法令遵守に対して的確な対応をしていない」加入希望国は検討の対象にできないことを締約国において合意しているとして、原則②をより踏み込んだ形で表現し、「少なくとも申請順に検討するということは全くありません」と

⁽⁶⁰⁾ 「閣僚共同声明 2024 年 5 月 18 日 ペルー・アレキパ」 2024.5.18.

⁽⁶¹⁾ 「第 8 回 TPP 委員会の機会におけるバンクーバー声明」 2024.11.28 における定義。英文は、“the Auckland Principles, namely: preparedness to meet the Agreement’s high standards; a demonstrated pattern of complying with trade commitments; and recognition that decisions are dependent on the consensus of Parties” である。

⁽⁶²⁾ 英文は、“economies …having demonstrated a pattern of complying with trade commitments” である。

⁽⁶³⁾ 「第 5 回 TPP 委員会の機会における閣僚共同声明」 2021.9.1. なお、それに先立つ英国の加入手続開始に係る決定文書には、その決定に際し「ルールに基づく貿易システムの支持者としての英国の履歴（history）、ハイスタンダードな貿易・投資ルールの経験（experience）」（下線引用者）に留意したとして、原則②の萌芽が見られる。「英国の正式な加入要請に関する環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定委員会決定」 2021.6.2.

⁽⁶⁴⁾ 「第 6 回 TPP 委員会の機会における閣僚共同声明」 2022.10.8. 英文は、“their experience on their trade commitments” である。

回答した⁽⁶⁵⁾。例えば、2020年の新型コロナウイルス感染症の起源についてのオーストラリア首相の発言をめぐっての同国産大麦等の輸入制限措置⁽⁶⁶⁾、中国電子機器メーカー（華為）副会長の逮捕をめぐる2019年のカナダ産菜種油等の輸入制限⁽⁶⁷⁾、それ以前にも2010年の尖閣諸島沖での中国漁船衝突事件に際しての日本に対するレアアース輸出規制⁽⁶⁸⁾など、中国は政治的課題に対する制裁手段として貿易等を利用（武器化）してきた過去があり、日本を含むこれらの締約国は、中国から「威圧的な対応」を受けてきたと言えるであろう⁽⁶⁹⁾。第5回委員会の共同声明以降、保護主義、不当な貿易制限措置や経済的威圧に対し対抗・抵抗するとの文言が繰り返し使用されるようになっている。

原則③のコンセンサス方式については、TPP協定第27.3条（意思決定）、委員会手続規則（第7条）⁽⁷⁰⁾及び加入手続に関する決定文書に明記されているものの、第7回委員会（オークランド）の共同声明において「コンセンサス」の用語は使用されていない。しかし、加入希望国に対して原則①及び②を考慮し、「参加国がコンセンサスで対応していくことの重要性を確認」した（先の大臣記者会見）⁽⁷¹⁾とされていることから、同委員会においてコンセンサス方式が再確認されたようである。この原則③は、締約国の中には中国の加入申請に対して好意的な態度を示した国があることを踏まえ⁽⁷²⁾、CPTPPにおける意思決定はコンセンサス方式が原理原則であって、仮に一部の国の賛同を得たとしても、全締約国のコンセンサスが得られなければ、加入手続開始の決定すらできないことを強調する効果があると見られる。

（iv）オークランド原則の適用

2023年11月の閣僚会合において改めて3原則が明示的に再確認され、2024年5月の閣僚会合以降「オークランド原則」と呼称するようになっている⁽⁷³⁾。コスタリカは、第8回委員会（2024年11月）において、「原則を考慮し」加入作業部会の設置が承認され、2026年5月には交渉が妥結した⁽⁷⁴⁾。第9回委員会（2025年11月）でも「原則に沿う」加入希望国として、ウルグアイ、UAE、フィリピン、インドネシアを特定した上で、まずウルグアイの加入プロセスを開始し、他の3か国も早ければ2026年内に開始することとされた⁽⁷⁵⁾。中国の加入問題につい

(65) 「第7回 TPP 委員会に関する大臣記者会見の概要 2023年7月16日（日）（於：ニュージーランド・オークランド）」

(66) 高橋徹「中国にモノ申す豪州、浮かぶ「コロナ後」の新秩序」『日経速報ニュースアーカイブ』2020.5.19.

(67) 「中国、カナダとの関係「甚だしく困難」、華為 CFO の放免要求」2019.8.23. Reuters ウェブサイト <<https://www.reuters.com/article/world/-idUSKCN1VC22C/>>

(68) 「特集—尖閣、日中揺れた1ヵ月」『日本経済新聞』2010.10.6.

(69) Fergus Hanson et al., *The Chinese Communist Party's Coercive Diplomacy*, Australian Strategic Policy Institute, 2020. <https://ad-aspi.s3.ap-southeast-2.amazonaws.com/2020-08/The%20CCPs%20coercive%20diplomacy_0.pdf?VersionId=4M_JTUAd05Bjek_hvHt1NKKdCLts4kbY>; Fergus Hunter et al., “Countering China's coercive diplomacy,” *The Strategist*, 2023.2.22. <<https://www.aspi.org.au/countering-chinas-coercive-diplomacy/>>

(70) 「委員会決定5 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定委員会の手続規則」2019.10.9.

(71) 「第7回 TPP 委員会に関する大臣記者会見の概要 2023年7月16日（日）」前掲注(65)

(72) 中国の加入申請の前後には、ニュージーランドやシンガポールが歓迎の意を表したとされる。「中国 TPP 加盟高い壁 国有企業優遇でせず」『朝日新聞』2021.9.18. ベトナムは、加盟に係る経験と情報を中国と共有すると表明した。“Vietnam willing to share information with China for its bid to join CPTPP,” 2021.9.23. Reuters website <<https://www.reuters.com/world/asia-pacific/vietnam-willing-share-information-with-china-its-bid-join-cptpp-2021-09-23/>>

(73) 「閣僚共同声明 2023年11月15日 米国サンフランシスコ」; 「閣僚共同声明 2024年5月18日 ベルー・アレキパ」前掲注(60)

(74) 内閣官房 TPP 等・米国関税措置総合対策本部「CPTPP へのコスタリカ加入交渉の実質的な妥結」2026.5. <https://www.cas.go.jp/jp/tpp/tppinfo/2026/pdf/20260506_cptpp_jissitsutekinadaketsu.pdf>

(75) 「第9回委員会の機会における閣僚共同声明」2025.11.21. ただし、加入手続の開始は締約国となることを保証するものではなく、妥結には委員会の承認が必要であることに留意するとされる。

ては、後述する（Ⅲ 2(1)）。

3 事務局体制の整備

協定内容の見直し及び新規加入希望国の増加は、CPTPP に新たな課題を与えている。

既に見たように、中間報告から最終勧告へ至る見直し対象項目の出し入れと最終勧告における項目の区分け（協定改定／それ以外の共同声明、協議、調査等）は、締約国間での折衝が進む中で、項目がふるいにかけられていく様を表している。見直し項目が絞られたとはいえ、加入希望国が多数に上っていることで、今後の改定期期によっては交渉参加者が増加し、より複雑で困難な作業になることも想定される。コンセンサス方式による意思決定は、同方式を採用した WTO において自由化交渉や制度改革が停滞する一因ともなっていることに示されるように⁽⁷⁶⁾、立場や考え方の異なる参加者が増えることはリスクでもある。

協定の見直しと複数の加入申請の審査手続という大きな役割を、これまでのように 1 年交代の議長国の持ち回りで担うことは容易ではない。加えて、各国における協定の運用・遵守状況を監視し、締約国に協定上の約束が確実に履行されるよう求めていくこと（履行監視機能）や協定上の紛争処理機能の強化を図ることなども、協定を生きたものとするために不可欠であるとされる⁽⁷⁷⁾。関連して、途上国が新規に加入する場合には、加入前に協定の遵守確保計画を提出させ、加入後も一定期間履行状況を確認するメカニズムの必要性も指摘されている⁽⁷⁸⁾。

このような背景の下、第 9 回委員会（2025 年 11 月）の共同声明は、協定見直し項目とは別に（見直しに係る中間報告では（9）事務事項管理として言及されていた。）、「協定の実施及び運用における管理業務への事務的支援を提供するユニット」の設置を目指し、その機能・構造及び作業計画の策定に関して、2026 年の委員会に報告するよう実務者に対して指示した。このユニットの具体的な内容は明らかではないが、常設的な事務局の設置が求められていると考えられる⁽⁷⁹⁾。事務局設置に関し、日本政府は国内への誘致に意欲を示しているとされ⁽⁸⁰⁾、さらには事務局を擁することで CPTPP における議論を先導すべきであるとする意見もある⁽⁸¹⁾。

ただし、単に事務局を設置すればよいというものではなく、事務局（長）にどのような権限を与え、組織制度を整備するかについても実務者で議論される見込みである⁽⁸²⁾。

(76) 関根豪政『国際貿易法入門—WTO と FTA の共存へ—』筑摩書房、2021、pp.65-66; アラン・Wm. ウルフ「グローバル貿易のガバナンス」国際経済交流財団編著『ルールに基づく国際貿易システムの復興に向けての政策提言集』（国際経済政策シリーズ 7）2025、p.48.（ウルフ氏は元 WTO 事務局次長）など。

(77) 川瀬剛志「コラム 中国の CPTPP 加入にどう向き合うか」2021.9.22. RIETI ウェブサイト <https://www.rieti.go.jp/jp/columns/a01_0662.html>; 宗像直子『通商戦略の再構築—CPTPP とその先へ—』アジア・パシフィック・イニシアティブ、2022、p.91. <<https://apinitiative.org/GaIeyudaTuFo/wp-content/uploads/2022/06/通商戦略の再構築.pdf>> なお、川瀬剛志「中国、TPP 参加の是非（上）高水準のルール堅持、基軸に（経済教室）」『日本経済新聞』2021.11.4 によれば、TPP 署名時には、米国の監視と圧力により、協定履行の確保が期待できたとされる。

(78) 渡邊真理子ほか「中国の CPTPP 参加意思表明の背景に関する考察（改訂版）」『RIETI Policy Discussion Paper Series』21-P-016、2021.9、p.31. <<https://www.rieti.go.jp/jp/publications/pdp/21p016.pdf>>

(79) 「TPP 事務局設置を議論 議長国の業務負担減らす」『日本経済新聞』2025.1.9.

(80) 「＜独自＞ TPP に常設の事務局検討 日本政府、国内設置に意欲 議長国の負担増大」2025.1.7. 産経新聞ウェブサイト <<https://www.sankei.com/article/20250107-7JE62EAM5BOS5ME7WS7LCU6KVQ/>>

(81) 石川智久「いまこそ CPTPP の強化を一事務局の日本設置等を検討すべき」『Economist Column』No.2025-011、2025.5.12. 日本総研ウェブサイト <<https://www.jri.co.jp/page.jsp?id=111037>>

(82) 例えば、WTO 事務局（長）には中立性の名の下に受け身の姿勢が求められ、他の国際機関（例、IMF）の総裁のようにリーダーシップを取ることが期待されていないことが、WTO 改革が進まない課題の 1 つとして指摘されている。ウルフ 前掲注(76)、p.50. また、加入希望国向けに、CPTPP 加入条件達成に必要な国内改革等について

Ⅲ CPTPP の意義と課題

2015 年 10 月の TPP 交渉の大筋合意後、安倍首相は、国会においてその意義を概略次のように総括した。

TPP は単なる「貿易自由化の枠組み」ではなく、地域における「自由、民主主義、そして基本的人権、法の支配といった基本的価値を共有する国々」との「新たな経済ルール」であり、加入希望国にとって経済改革の目標となること（ハイスタンダードのルールを受け入れるために国内制度を改革すること）で、「法の支配が及ぶ領域を拡大させる力」がある。また、先の基本的価値を共有する国々が「経済的相互依存関係を深め」、その輪を広げていくことは地域の安定に資するものであり、「安全保障」の観点からも重要である⁽⁸³⁾。

TPP に込められたこれらの意義は、CPTPP にも受け継がれ⁽⁸⁴⁾、はじめにで触れたように自由で開かれた貿易体制が揺らぐ中で、改めて注目されるようになっている。本章では、これらの意義（役割）について、代表的な見解やその課題を紹介する。

1 経済ルールの形成と法の支配

(1) 新しい経済ルールの形成—ルールメイカーとしての役割—

CPTPP には、関税撤廃に見られるような WTO ルールの高度化（WTO プラス）、また電子商取引章、国有企業及び指定独占企業章、労働章、環境章に見られる WTO ルール以外のルールの形成（WTO エクストラ）が含まれる。例えば、同時期に交渉が進んでいた RCEP やそれ以降の FTA において参照され、類似の条項が組み込まれたりすることで、先進事例として貿易ルールを形成するルールメイカーとしての役割を果たしてきた。加えて、CPTPP への新規加入が進むことにより、新しいルールの直接的な適用範囲が地理的にも拡大し、普及させる役割をも果たすようになっている。中川淳司東京大学名誉教授は、CPTPP が高水準のルールの形成と普及のプラットフォームになり、① CPTPP が WTO の将来のルール形成活動に素材を提供する、② CPTPP が既存の FTA の改定や将来の FTA 交渉に参照素材を提供する、③ CPTPP 加入希望国に対して、加入交渉を通じて当該ルールに応じた国内法の整備を促すという 3 つのルートを通じて、普及が図られると指摘している⁽⁸⁵⁾。

この点、中国の CPTPP への加入申請は、国際経済分野において中国の発言力・影響力を高める一環として、CPTPP の書換えを図ろうとするものと指摘されている⁽⁸⁶⁾。CPTPP 内のルー

て技術的な支援を行う専門家から成るアドバイザー・フォーラムの設置も提案されている。ジェフリー・J・ショット「CPTPP の過去、現在、そして未来」国際経済交流財団編著 前掲注(76), p.170.

(83) 第 189 回国会衆議院予算委員会議録第 22 号 平成 27 年 11 月 10 日 p.3; 第 190 回国会参議院予算委員会議録第 4 号 平成 28 年 1 月 19 日 p.3; 第 190 回国会衆議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会議録第 3 号 平成 28 年 4 月 7 日 p.11. なお、2013 年 3 月の TPP 交渉参加表明時にもほぼ同内容の意義を述べていた。「安倍内閣総理大臣記者会見 - 平成 25 年 3 月 15 日」前掲注(21) (動画、6 分 30 秒頃から)

(84) 例えば、第 196 回国会参議院内閣委員会議録第 19 号 平成 30 年 6 月 14 日 p.17. (茂木敏充経済再生担当大臣答弁) など。

(85) 中川淳司「ポスト・トランプ関税時代の通商政策—CPTPP を WTO 再生のプラットフォームに— (第 3 回)」『貿易と関税』No.872, 2025.11, pp.28-34.

(86) 渡邊ほか 前掲注(78), p.14. この発言力・影響力は、中国の 13 次 5 カ年計画 (2016 ~ 2020 年) において「制度に埋め込まれたディスコースパワー」(中国語: 制度性話語権) と呼ばれており、例えば、次のように説明されている。「国際経済分野における発展の方向性、政策決定及び政策実施を主導することを含め、グローバルな

ル作りに参加し、場合によっては主導権を握ることは、自国に有利なルールを主導し、あるいは主導権が握れない場合でも、コンセンサス方式を利用して自国に不利な既存のルール（例、国有企業に関する章）の弱体化を図り、他の FTA への波及を防ぎ、少なくとも自国に対して不利益を生じさせないルールを構築する機会を得ようとしているとみなすことができる。そこには、台湾の加入を阻止し、国際的な孤立を図ろうとする意図も含まれている。加えて、より重要な観点としては、RCEP 等の他の FTA 以上にハイスタンダードな経済協定の一員となること、また、将来にわたって CPTPP への加入が認められなかったとしても、加入申請（を続けること）には自由貿易と多国間協定への中国のコミットメントの証として、象徴的な価値があることが指摘されている⁽⁸⁷⁾。

（2）国際貿易ルールの避難港—EU との連携—

（i）国際貿易ルールの避難港と 2 つの中心

宗像直子東京大学教授は、現在の通商秩序が米中分断下の過渡期にあり、CPTPP 及び EU が国際貿易ルールの「避難港」の役割を果たすと指摘している⁽⁸⁸⁾。同様に、片田さおり南カリフォルニア大学教授は、CPTPP や RCEP が中小国にとってルールに基づく貿易秩序を当面維持し、世界経済を健全な状態に保つ重要なフォーラムを形成しつつあり、特に、CPTPP は新たな加入希望国を引き付け、急速に変化する技術や政治情勢に対応したルールを形成できるとする⁽⁸⁹⁾。

また、ボールドウィン（Richard Baldwin）国際経営開発研究所（IMD）ビジネススクール教授も、米国による関税措置とそれに対する中国の報復措置の応酬を、世界最大の輸入国と輸出国のそれぞれが貿易を武器化する貿易戦争の一環とみなし、従来の WTO 体制は崩壊しつつあるとする一方で、EU と CPTPP の包括的な地域（経済）協定がそれぞれの核となって、予測可能性と透明性を有したルールに基づく貿易システムが、各国の利害（self-interest）に基づいて構成されつつあり、世界貿易はこの 2 つの中心へ引き寄せられていくと指摘する⁽⁹⁰⁾。アジア太平洋地域では、太陽系（solar system）のように CPTPP 加盟国を中心に、中心に近い第 1 の軌道に同加盟国と域外の国・地域との関税低減にとどまらないハイスタンダードな投資自由化や国内規制の緩和などを包括的に含む「深い（deep）」⁽⁹¹⁾ FTA（例、日本・EU 経済連携協定）が、

経済統治制度に影響を与える包括的な能力」「制度性话语权（zhiguxing huayuquan）: Greater say in global governance,” *China Daily*, 2015.11.23. <https://www.chinadaily.com.cn/opinion/2015-11/23/content_22510054.htm>

⁽⁸⁷⁾ Shannon Tiezzi, “Will China Actually Join the CPTPP?” *The Diplomat*, 2021.9.17. 中国政府も CPTPP 加盟が多国間主義と自由貿易の維持に資するとの認識を表明している。「商務部「中国の CPTPP 加盟は多国間主義の維持により大きな役割を果たす」」『人民網日本語版』2025.11.7. <<https://j.people.com.cn/n3/2025/1107/c94476-20388019.html>> 例えば、ASEAN を対象にした世論調査によれば、「グローバルな自由貿易の擁護者」として、1 位 ASEAN（25.5%）、2 位中国（21.3%）、3 位 EU（19.2%）、4 位米国（14.8%）、5 位日本（10.4%）が認識されている（ASEAN 各国の学術機関の研究者、政府関係者、ビジネス関係者等、約 2,000 人対象。約 90% が学士以上の学歴）。J. Lin et al., *The State of Southeast Asia: 2026 Survey Report*, Singapore: ISEAS - Yusof Ishak Institute, 2026, pp.42-43. <<https://www.iseas.edu.sg/wp-content/uploads/2026/03/The-State-of-Southeast-Asia-2026-Survey-Final-Single.pdf>>

⁽⁸⁸⁾ 宗像直子「高関税時代の勝者とは（中）通商秩序は分断下の過渡期（経済教室）」『日本経済新聞』2025.9.25.

⁽⁸⁹⁾ Saori N. Katada, “The Rise of Plurilateral Trade Agreements and the Future of Trade in the Indo-Pacific,” *Asia Policy*, 20(2), 2025.4, pp.61-76. <https://www.nbr.org/wp-content/uploads/pdfs/publications/asiapolicy20-2_katada_april2025.pdf>

⁽⁹⁰⁾ Richard Baldwin, *World War Trade: Conflict, Containment, and the Emergent World Trading Order*, Paris & London: CEPR Press, 2026. <<https://cepr.org/publications/books-and-reports/world-war-trade-conflict-containment-and-emergent-world-trading>>

⁽⁹¹⁾ 飯野文「自由貿易協定（FTA）における Behind-the-Border-Issue の規律の発展と課題—CPTPP を中心に—」『国際商取引学会年報』Vol.22, 2020, pp.111-124. <<http://aibt.jp/annualreport/22/22-08.pdf>>

その外側の第2の軌道には関税を中心とした比較的「浅い（shallow）」FTAが配置されるとする。もう1つの中心であるEUは、表1に示した以外にも東中欧・アフリカ・米州の国々との交渉を積極的に行い、EUを中心としたFTAネットワークを築こうとしている⁽⁹²⁾。

（ii）CPTPPとEUの連携の動き

これら2つの中心であるCPTPP加盟国とEU間において連携強化を図ろうとする動きも生じている。2025年9月10日、フォン・デア・ライエン（Ursula von der Leyen）EU委員長はその施政方針演説において「国際貿易システムが崩壊しつつある今、（中略）我々は、世界貿易制度を改革するためにCPTPPのような志を同じくする国々との連合（coalition）を構築する」と述べた⁽⁹³⁾。

カーニー（Mark Carney）カナダ首相は、2026年1月の世界経済フォーラムにおいて、世界秩序が断絶し、多国間の集団的な問題解決の枠組み（国連、WTOなど）が脅威にさらされており、大国が国際的なルールや価値観を放棄しつつあるとの現状認識を示した上で、大国が競い合う世界において、中堅国（middle powers）は大国の好意を得ようと互いに競い合うか、それとも相互に協力して影響力のある第三の道（a third path）を切り開くかが問われていると警告を発した⁽⁹⁴⁾。そこでは、名指しされていないが、大国として米国と中国が意識されていた。この第三の道の1つとして中堅国で構成されるCPTPPとEUを結び付ける取組を挙げた。

2025年11月の第9回会合に際し、CPTPP委員会はEUとの第1回貿易投資対話を行い、WTO改革を進めることについて共同声明を発出した⁽⁹⁵⁾。CPTPPとEUとの連携協力は、WTOにとって代わるのではなく、WTO体制を維持するためにその改革を進めるものである。そのため、WTO改革が極めて重要であり、同志国の協力を強化し、改革に向けてCPTPP加盟国とEUが主導的な役割を果たすことや、電子商取引・投資円滑化協定のWTO協定への組み込み、電子的送信への関税不賦課の永続化、多数国間暫定上訴仲裁アレンジメント（MPIA）⁽⁹⁶⁾への参加呼びかけ、過剰生産を引き起こす市場歪曲的な慣行、経済的な脆弱性及び依存を悪用しようとする経済的威圧への懸念を共有することを表明した。さらに、2026年3月のWTO閣僚会合（MC14）において、CPTPP加盟国とEUが共同声明を発表し、結果的に成功はしなかったが、電

⁽⁹²⁾ 田中友義「EUの通商政策の展開と戦略的自立（その1）—全方位のグローバルFTAネットワークの構築—」『フラッシュ』No.485, 2021.5.25. 国際貿易投資研究所（ITI）ウェブサイト <<https://iti.or.jp/flash/485>> 直近の事例として、EUは、2000年に開始して以降長らく休止していた交渉を再開させ、2026年1月に南米南部共同市場（メルコスール）の4か国（アルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイ）との間でFTA協定署名を行った。西澤裕介「メルコスールとEUが歴史的な自由貿易協定に署名」『ビジネス短信』2026.1.21. JETROウェブサイト <<https://www.jetro.go.jp/biznews/2026/01/6d36bc3b229f8b63.html>>

⁽⁹³⁾ “2025 State of the Union Address by President von der Leyen,” 2025.9.10. European Commission website <https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/speech_25_2053>

⁽⁹⁴⁾ “Davos 2026: Special address by Mark Carney, Prime Minister of Canada,” 2026.1.20. World Economic Forum website <<https://www.weforum.org/stories/2026/01/davos-2026-special-address-by-mark-carney-prime-minister-of-canada/>>

⁽⁹⁵⁾ 「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）・欧州連合（EU）貿易投資対話閣僚共同声明」2025.11.20. 内閣官房ウェブサイト <https://www.cas.go.jp/jp/tpp/tppinfo/2025/pdf/20251120_eu_jp.pdf> なお、同日、ASEANとの間でもほぼ同内容の閣僚共同声明を発出している。「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）・東南アジア諸国連合（ASEAN）貿易投資対話閣僚共同声明」2025.11.20. 同 <https://www.cas.go.jp/jp/tpp/tppinfo/2025/pdf/20251120_asean_jp.pdf>

⁽⁹⁶⁾ WTOの紛争処理制度のうち上級委員会（上訴審）が機能していないため、2020年にEUを中心とした有志国（オーストラリア、カナダ、中国、チリ、シンガポール、スイス等）が立ち上げた暫定的な紛争処理機能で、日本は2023年から参加している。上級委員会機能停止の原因となった米国は参加していない。“Multi-Party Interim Appeal Arbitration Arrangement (MPIA).” WTO Plurilaterals website <https://wtoplurilaterals.info/plural_initiative/the-mpia/>

子商取引協定や開発のための投資円滑化協定を一致して WTO 協定に組み込む姿勢を示した⁽⁹⁷⁾。

しかし、EU が関税同盟であり、共通通商政策を持った経済共同体であるのに対し、CPTPP は協定で結ばれてはいるものの、政治体制や経済の発展度合い、地域も異なる多様な国の集まりであって事務局体制も十分とは言えない状況があり、双方の連携協力関係における交渉力には大きな差があるものと考えられる⁽⁹⁸⁾。

（iii）米国との関係

ボールドウィン教授などは、このような CPTPP や EU の動きが米国の排除を意図しているわけではないものの、米国が反発するリスクを指摘している⁽⁹⁹⁾。米国は、日本にとっては中国、北朝鮮及びロシアからの脅威、また EU や英国にとってはロシアからの脅威に対する不可欠な同盟国でもあり、それを無視して、米国との経済関係（のみ）を管理することは不可能である。そのため、日本を含む CPTPP 加盟国のうち米国の同盟国や EU は、将来的に米国がルールに基づく貿易体制に復帰できるよう働きかけていくことが不可欠であり、米国が不満を示している現行の WTO 体制の課題（補助金規制を含む過剰生産能力への対処、電子商取引ルールの整備、紛争処理機能の抜本的見直し等）に取り組む必要があることが指摘されている⁽¹⁰⁰⁾。

2 経済上の安全保障—中国との関係—

日米両国は、TPP 交渉時にその目的を「日米同盟の経済版」としてイメージしていたとされる⁽¹⁰¹⁾。そこでは、CPTPP においても、アジア太平洋地域における中国との関係をどのように管理するかが焦点となっている。

（1）中国の加入問題

経緯（I 1(1)）において示したように、TPP を主導した米国の意図は、アジア太平洋地域において米国を中心とした貿易・投資システムを構築し、中国を経済的に封じ込めることにあったとされる。米国離脱後は、日本が米国復帰を念頭にその役割を保持しようとしてきたと言えるだろう。これに対して、中国は、米国が離脱した空白を衝いて CPTPP への加入と、中国も加盟する RCEP をベースに APEC を包括する FTAAP の構築を目指し、そこでの主導権を握ろうとしているとされる⁽¹⁰²⁾。改めて、中国加入の可能性をオークランド原則に即して確認する。

⁽⁹⁷⁾ 「第 14 回 WTO 閣僚会議に際する CPTPP 締約国と EU との閣僚級会合共同声明」2026.3.27. 内閣官房ウェブサイト <https://www.cas.go.jp/jp/tpp/tppinfo/2026/pdf/20260327_cptpp_seimei_jp.pdf>

⁽⁹⁸⁾ 例えば、EU はその存立意義として「普遍」（例、人権、環境・持続可能性等）の追求と伝道を目指しており、その基盤としての経済力・市場規模があり、CPTPP との協力もそのための一環にあるとする見方もある。田村暁彦「トランプ 2.0 EU と CPTPP 連携の可能性—EU の『普遍』をインド太平洋諸国は受け止められるか—」『外交』Vol.93, 2025.9/10, pp.92-97.

⁽⁹⁹⁾ Baldwin, *op.cit.*(90), p.86; 江田覚「CPTPP を基軸とした新戦略の可能性—注視すべき経済安保の意義、英連邦との関係—」『金融財政ビジネス』No.11313, 2025.5.22, pp.12-17. 関連した米国内の動きとして、超党派の議員グループによって、CPTPP 及び RCEP による米国の輸出業者やインド太平洋地域の競争力に与える影響について米国国際貿易委員会（ITC）に調査を行わせ、また、同地域の貿易戦略を策定する委員会を立ち上げる法案が提出された。“H.R.953 - United States Trade Leadership in the Indo-Pacific Act,” 2025.2.4, 119th Congress (2025-2026). <<https://www.congress.gov/bill/119th-congress/house-bill/953>>

⁽¹⁰⁰⁾ Tim Groser, “Don’t Bring a Knife to a Gunfight: Why the EU-CPTPP Dialogue Needs a Political Strategy,” Elvire Fabry et al., eds., *After the Rupture: EU-CPTPP Responses to a Changing Global Trading Order*, Paris: Institut Jacques Delors, 2026, pp.7-13. <https://institutdelors.eu/content/uploads/2026/03/R131-After_the_Rupture-EU-CPTPP-Fabry_Gonzalez-Laya_Kohler-Suzuki_EN.pdf>

⁽¹⁰¹⁾ 鯨岡 前掲注(6), p.234.

⁽¹⁰²⁾ 植田 前掲注(56), pp.7-8.

（i）原則① 協定のハイスタンドアードを満たす用意があること

国有企業（国有企業の優遇、補助金等に対する規制）、電子商取引（データローカライゼーション禁止、ソース・コード不開示）、労働（共産党指導下にある中華全国総工会系列以外の労働組合の許可、強制労働の廃止等）の分野では、中国がその基準をクリアすることは容易ではないと見られている⁽¹⁰³⁾。例えば、補助金について、2026年のOECD報告において、中国の製造企業が、主に政府補助金や市場金利を下回る金利での借入という形で他国の競合企業よりも相対的に多くの補助金を受け、競争上優位にあることが指摘されている⁽¹⁰⁴⁾。

他方で、国有企業に関しては、ベトナムやメキシコにおいて例外が認められていることから、中国が同様に例外の適用を求める余地があり、また、他の分野に関しても、例外の根拠としてTPP第29.2条の「安全保障上の重大な利益」を援用することで、CPTPPの高水準のルールを潜脱する可能性が危惧されるとの指摘もある⁽¹⁰⁵⁾。

（ii）原則② 貿易に関するコミットメントを遵守する行動を示してきていること

先に触れたように、中国は貿易に関連した、既存の自由貿易協定に反するような「威圧的」措置を様々な機会に講じており、2025年11月の高市早苗首相の国会での発言をめぐっての対日観光抑制やデュアル・ユース（軍民両用）品（レアアースなど）の輸出制限などは、最新の事例として数えられるであろう⁽¹⁰⁶⁾。

（iii）原則③ 締約国のコンセンサスに基づいて決定がなされると認識されていること

当面、この原則が最も高いハードルであると思われる。カナダ及びメキシコは、USMCA（2020年発効）の規定により、「非市場経済国」（中国、ロシア等）との間でFTAを結ぶ場合はUSMCA締約国への事前連絡が必要で、当該FTAを発効させた場合、他の2か国がUSMCAを終了させ、2国間協定に置き換えることができるとされており、中国の加入を認めることは難しいと考えられる⁽¹⁰⁷⁾。また、2025年10月に締結された米国・マレーシア協定は、「米国の重要な利益を危うくする国」とFTA協定を締結した場合、米国は当該協定を終了することができる⁽¹⁰⁸⁾と定めている。これらの条項によって、米国は各国が中国と経済的結び付きを深め

⁽¹⁰³⁾ 渡邊ほか 前掲注(78); 川瀬「コラム 中国のCPTPP加入にどう向き合うか」前掲注(77); Chong Zhang, "A SWOT Analysis of China's Bid to Join the CPTPP," *Asian Business Research*, Vol.7 No.4, 2022, pp.1-7. <<https://doi.org/10.20849/abr.v7i4.1199>> なお、①金融市場の閉鎖性（外資参入規制）、②データフリーフローに反する中国国内から外国への情報アクセス制限及び③国有企業における国内改革の困難性が、加入の障害となっているとする指摘もある。Xiaoyan Zhang, "Is China Ready to Join CPTPP?" *The Diplomat*, 2025.6.23.

⁽¹⁰⁴⁾ OECD, *OECD MAGIC Database of Industrial Subsidies*, Paris: OECD Publishing, 2026. <<https://doi.org/10.1787/cc94f33b-en>>; 「中国の企業補助金8倍 日韓と比べ 税や金利優遇 OECD報告書」『読売新聞』2026.6.2. なお、中国政府は、同報告書を一方的なものであると批判している。「中国、OECDの指摘に反論「企業の強さは補助金の結果ではない」」2026.6.3. AFP BB News website <<https://www.afpbb.com/articles/-/3638072>>

⁽¹⁰⁵⁾ 川瀬剛志「貿易と安全保障」日本国際問題研究所編著『経済・安全保障リネージュ研究会 最終報告書』2023, pp.163-182. <https://www.jiia.or.jp/jpn/report/2023/03/JIJA_Economic_Security_research_report_2023.html> 例えば、貿易制限等の根拠としての「安全保障例外」条項が、GATT（関税及び貿易に関する一般協定）においては戦争などの国際関係の緊急時に執る措置に限定されているのに対して（第21条）、CPTPPにはそうした限定がなく、対象となる措置の範囲が広いとされている（TPP第29章）。飯野 前掲注(57), p.79.

⁽¹⁰⁶⁾ 外務省『令和8年版外交青書（外交青書2026）』p.38. <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/101009736.pdf>>

⁽¹⁰⁷⁾ Article 32.10. "Agreement between the United States of America, the United Mexican States, and Canada," 2020.7.1. USTR website <<https://ustr.gov/trade-agreements/free-trade-agreements/united-states-mexico-canada-agreement/agreement-between>> 非市場経済国にはベトナムも含まれるが、CPTPPが先に発効しているため、USMCAの当該規定には抵触しない。

⁽¹⁰⁸⁾ Article 5.3(3). "Agreement between the United States of America and Malaysia on Reciprocal Trade," 2025.10.26. White House website <<https://www.whitehouse.gov/briefings-statements/2025/10/agreement-between-the-united-states-of-america-and-malaysia-on-reciprocal-trade/>>

ることを間接的に阻止しようとしている⁽¹⁰⁹⁾。

以上のような障害があるにもかかわらず、中国が自らの巨大市場へのアクセスや貿易・投資などの経済的依存関係や政治的な圧力をテコに、CPTPP 加盟国に対して協定ルール（原則①）の適用除外や緩和を求め、中国の加入承認を迫る可能性は依然として残されている⁽¹¹⁰⁾。しかも、これまでも加盟国の全てが中国を常に警戒視し、TPP・CPTPP（交渉）に参加してきたわけでもない。例えば、米国離脱表明直後には、オーストラリア及びニュージーランドは、中国を含めたアジア諸国をメンバーに加えてはどうかとの意見を有し、チリやペルーは中国等を含めた FTA に賛意を示した⁽¹¹¹⁾。また、ベトナムやマレーシアは、関税撤廃に伴う米国の巨大市場への輸出拡大を期待して交渉に臨んできたため、米国抜きの CPTPP を推進することに消極的であったとされる⁽¹¹²⁾。先に紹介したカナダ、メキシコやマレーシアの米国との FTA に含まれた中国との貿易協定締結をけん制する条項でさえ、十分な防壁とはならない可能性もある⁽¹¹³⁾。

他方で、このように CPTPP から中国を排除する姿勢に対し、むしろハイスタンダードでマルチ（多国間）の枠組みである CPTPP に、中国を取り込んで、行動変容を促すことこそ必要であるとの意見もある⁽¹¹⁴⁾。川瀬剛志上智大学教授は、APEC における FTAAP 構築に向けて CPTPP を位置付ける必要があり（I 1 参照）、そのため中国を門前払いすることは、中国が RCEP 経由で FTAAP 形成のイニシアティブ獲得に動くかもしれないと指摘し、ただし、中国を受け入れるのであれば、中国が CPTPP の加入条件（特に、オークランド原則①）を妥協なく充足すること及び加入後の遵守監視が不可欠であるとしている⁽¹¹⁵⁾。また、オーストラリア国立大学のアームストロング（Shiro Armstrong）教授は、CPTPP のハイレベルなルール受入れの前段階として中国も加盟する RCEP を位置付け、その拡大を図ることでルールに基づく秩序の擁護を図るべきとし、中国さえもルールベースの貿易から利益を得ている点を踏まえ、例え

(109) 2026 年 1 月、カナダと中国が新戦略的パートナーシップを締結したことに對して、トランプ大統領はカナダへの関税上乗せをほのめかすなどしている。Prime Minister of Canada, “Prime Minister Carney forges new strategic partnership with the People’s Republic of China focused on energy, agri-food, and trade,” 2026.1.16. <<https://www.pm.gc.ca/en/news/news-releases/2026/01/16/prime-minister-carney-forges-new-strategic-partnership-peoples>>; 谷本皓哉「カナダ・カーニー首相訪中で共同声明発表、関税引き下げと新戦略的パートナーシップ締結」『ビジネス短信』2026.1.20. JETRO ウェブサイト <<https://www.jetro.go.jp/biznews/2026/01/d16e43925d027430.html>>; 「米、カナダに「100% 関税」中国との貿易合意履行なら」『日本経済新聞』2026.1.25.

(110) 梶田幸雄「米中貿易戦争とその日本への影響—併せて中国の CPTPP 加盟問題について考える—」『季刊国際貿易と投資』No.141, 2025.9, pp.1-15. <<https://iti.or.jp/kikan141/141kajita.pdf>> 「基準を下げて中国を入れることに前向きな国が増えている」との報道もある。「TPP に英加入「企業に外国進出の好機」 世界 GDP の 15% に 日本はコメで恩恵」『日本経済新聞』2024.12.16.

(111) 六辻彰二「「中国を含めた TPP」を求める声：米国の退場、日本の袋小路、中国の逡巡」2017.1.27. Yahoo ニュース・エキスパート <<https://news.yahoo.co.jp/expert/articles/709c90d9200bb23126d067515259e709e57dd90d>>; Charlotte Greenfield and Stanley White, “After U.S. exit, Asian nations try to save TPP trade deal.” Reuters website <<https://jp.reuters.com/article/world/after-us-exit-asian-nations-try-to-save-tpp-trade-deal-idUSKBN15800V/>>; 「中南米の自由貿易圏、太平洋同盟、アジア狙う、閣僚会合、中国などに提案、米の TPP 離脱受け。」『日本経済新聞』2017.2.9; 「「ポスト TPP」15 日閣僚会合 チリ外務省「中韓と交渉当然」」『朝日新聞』2017.3.14 など。

(112) 股野信哉「米国抜き TPP の行方」2017.11.27. 三井物産戦略研究所ウェブサイト <https://www.mitsui.com/mgssi/ja/report/detail/_icsFiles/afidfile/2017/11/22/171127c_matano_1.pdf>

(113) Simon J. Evenett, “Can Trading Partners Still Hedge? U.S. Poison Pills and the Limits of Dual Engagement,” *Global Trade Alert, Zeitgeist Series Briefing*, No.77, 2025.10.31. <https://ricardo-dashboard.s3.eu-west-1.amazonaws.com/reports/1761892315015_ZG77%20Poison%20Pills.pdf>

(114) 第 221 回国会参議院国際問題に関する調査会会議録第 1 号 令和 8 年 3 月 4 日 p.12. (日本総合研究所国際戦略研究所特別顧問 田中均参考人答弁)

(115) 川瀬剛志「中国・台湾の CPTPP 加入申請と日本の対応—高水準なルールを維持し FTAAP 形成に向かう戦略—」『外交』Vol.70, 2021.11/12, pp.66-71; 同「コラム 中国の CPTPP 加入にどう向き合うか」前掲注(77)

ば CPTPP 加入の条件に重要鉱物の安定供給を保障する条約レベルの約束を求めることも考えられると指摘している⁽¹¹⁶⁾。

(2) 経済安全保障を補完する役割

泉裕泰笹川平和財団上席フェローは、レアアースに見られるような重要物資の供給源多角化、サプライチェーンの再編成、友好国間での生産分担（フレンドショアリング）、戦略物資の共同備蓄、中国の経済的威圧時の相互支援など、政治的な観点での中国への依存を低減させる必要性が高まっている中で、CPTPP の役割として、「自由諸国協調体制」の経済的インフラ、供給網再編を制度的に支える基盤ともなり得ることが期待されるとしている⁽¹¹⁷⁾。

ただし、CPTPP の成立に際し日本が主導的な役割を果たしたことは間違いのないにしても、中国の加入問題の際に触れたように、多様な加盟国を抱える CPTPP が一枚岩となって、安全保障の観点から日本と同じ米国支持に立ってくれると想定することは難しいであろう。特に、経済規模の相対的に小さい途上国である、マレーシア及びベトナムは財の輸出先としては、中国に比して米国の比重が高いものの、逆に輸入では中国への比重が高い（表 5-1）。また、チリやペルーでは財の輸出入いずれにおいても中国が米国を凌駕している。しかも、第 2 次トランプ政権による関税引上げは、例えば ASEAN 諸国を狙い撃ちにしたかのように高率の関税を課した⁽¹¹⁸⁾。ASEAN における世論調査（2026 年）によれば、ASEAN が米国・中国のどちらかを同盟国として選ばねばならないとしたらとの問いに対し、中国支持が多い国はマレーシア（68.0%）、シンガポール（66.3%）、ブルネイ（53.5%）、同じく米国支持はベトナム（59.2%）であり、ASEAN 全体でも前年調査（2025 年）では米国支持（52.3%）が多かったが、今回調査では中国支持（52.0%）が多くなっている⁽¹¹⁹⁾。このように途上国に対して、米中どちらの側に付くのかという踏み絵を迫ることは逆効果となるおそれがある。この点、木村福成慶應義塾大学名誉教授は、安全保障にかかわる貿易とそれ以外の貿易をできる限り峻（しゅん）別し、安全保障にかかわらない貿易をルールに基づく国際貿易秩序の下でその活力が失われないよう努力すべきであり、安全保障にかかわらないルールに基づく貿易に関しては ASEAN 諸国のみならず、中国においても先に触れた国際経済分野における発言力・影響力を高めるためにもルールを遵守する可能性があると指摘している⁽¹²⁰⁾。

また、政策研究大学院大学の研究会は、従来の WTO 体制が危機に瀕する中で、多国間自由貿易体制を維持・発展させるために、同志国が①貿易規律の強化（過剰生産への対処、補助金規律の強化、国有企業規律の導入等）と、②経済安全保障（重要物資の供給源多様化、経済的

(116) シロー・アームストロング「トランプ関税と日本 アジア協調の先頭に立て（経済教室）」『日本経済新聞』2025.4.22; 同「経済安全保障の死角 守りより攻めの市場開放を（経済教室）」『日本経済新聞』2026.4.8.

(117) 泉裕泰「自由諸国協調体制と CPTPP—ポスト米国単独覇権時代の秩序構想—」『SPF China Observer』第 85 回, 2026.5.25. <<https://www.spf.org/spf-china-observer/document-detail085.html>> 自由諸国とは、自由貿易、民主主義、法の支配等の基本原則を共有する国家群を指すものとされる。

(118) 2025 年 4 月時点ではマレーシア 24%、ベトナム 46%、交渉後はそれぞれ 19%、20% に引き下げられたものの、日本（15%）よりも高率のままである。加入申請中のインドネシア、フィリピンは 19% である。梅崎創・植村仁一「「トランプ関税」への ASEAN の対応」『アジア政策レポート・ブリーフ』No.259, 2026.2.18. <<https://www.ide.go.jp/library/Japanese/Publish/Reports/AjikenPolicyBrief/pdf/259.pdf>>

(119) Lin et al., *op.cit.*(87), p.49. ちなみに、CPTPP 加入希望国では、中国支持はインドネシア（80.1%）、米国支持はカンボジア（61.0%）、フィリピン（76.8%）であった。

(120) 木村福成「アジアの通商秩序と地政学的リスク」馬田啓一ほか編著『変質するグローバル化と世界経済秩序の行方—米中対立とウクライナ危機による新たな構図—』文眞堂, 2023, pp.119-131.

威圧への共同対処、重要技術等の保護）の2つの領域で協力することを提言している⁽¹²¹⁾。①の領域では、CPTPP内の先進国やEUの同志国が複数国間協定として規範を設定し市場歪曲的慣行への防御的措置を整備し、実績を積み上げる中で、ASEANを始めとするグローバル・サウスの参加を促し、市場歪曲的な慣行の是正を図ることで、最終的には米中を含めた新たなWTO体制への参加を目指す。また、②の協力領域については、中核的な同志国（日本、EU等）により、機動性を重んじ、法的な拘束力を持たない政府間覚書などを活用し、緊急的対応策を講じることが提案されている。②の一例として、先に触れた経済的威圧に対するG7やCPTPP加盟国における対話のためのプラットフォーム設置などが挙げられよう。

おわりに

日本は、CPTPP加盟国の中で経済的に最も大きな力を有している。また、ASEAN諸国の有識者に対する世論調査において、日本は「最も信頼できるパートナー」として認識されており、その理由として国際法を尊重し、擁護してきたことが評価されている⁽¹²²⁾。他方で、政治・経済の分野で米国及び中国との関わりが異なり、主として経済的なメリットに期待する多様な国の集まりとしてのCPTPPにおいて、日本が単独でリーダーシップを発揮し、とりわけ経済上の安全保障に係る役割を推進することは容易ではないとも思われる。

そのため、CPTPP内の同志国、特に米国と同盟関係にあり、自由、民主主義、法の支配、基本的人権などの基本的価値を共有する中堅国としてのオーストラリア、カナダ及び英国との連携を強化し、CPTPPの喫緊の課題である「協定内容の見直し」を確実に進めることが肝要であろう。常にハイスタンダードを維持し、国際貿易秩序におけるルールメイカー、そしてルールに基づく国際貿易の避難港としての価値を磨き続けることは、関税撤廃率の高さ以上の意味を持っているとも言えよう。それは、アジア太平洋地域においてRCEPや他のFTAにない最大の強みであり、だからこそ国際経済分野での発言権・影響力を高めたい中国が加入を求めていることにも表れている。その上で、協定の高い基準を満たし、かつ加入後も約束を履行し続ける実績と能力を有した国・地域のみを加盟国のコンセンサスに基づいて受け入れ、CPTPPルールに体现された基本的価値の適用領域を地理的に広げていくことが求められているのではないだろうか。日本の取組に期待したい。

（あきやま つとむ）

(121) 政策研究大学院大学国際経済秩序の変容と将来展望に関する研究会（黒田東彦座長）「緊急提言 自由貿易体制の維持・発展に向けた新たな国際通商秩序の構築」2026.4.3. <https://www.grips.ac.jp/uploads/news/2026/04/2600403_Policy_Recommendations_FINAL.jp.pdf>

(122) Lin et al., *op.cit.*(87), pp.70-71. ASEANに影響がある5か国の信頼度を測定した調査で、1位：日本（信頼できる65.6%⇔信頼できない15.7%、以下同順）、2位：EU（55.9%⇔22.3%）、3位：米国（44.0%⇔35.5%）、4位：中国（39.8%⇔35.2%）、5位：インド（38.5%⇔34.1%）である。ただし、別の調査では、同地域での比較による順位付けにおいて、G20諸国等の中で「最も信頼できる国・機関」（単一回答）が1位：中国（22%）、2位：ASEAN（20%）、3位：日本（17%）、4位：米国（10%）の順位となっている点には留意が必要である（外務省の委託調査。約3,000人、職業は多様で約55%が大卒以上の学歴、2025年）。「令和7年度ASEANにおける対日世論調査結果」2026.3.13. <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100993584.pdf>>